

ISFJ2023

政策フォーラム発表論文

こどもの教育格差解消を目指して¹

こどもの居場所を通じた学習意欲向上

大阪大学
赤井研究会
社会保障①

乾梨央
川崎澄玲
福田虎太郎
今道尊人
西田実富結
海東明倫
孝岡光
平野翔

2023 年 11 月

¹ 本稿は、2023 年 12 月 16 日、17 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2023」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

日本の世帯間には、こどもの教育格差が存在し、教育格差に直面するのは主に相対的貧困世帯である。ここでは低学歴・低賃金労働のサイクルが発生することにより、教育格差や経済格差は世代間で連鎖する。このような連鎖は、将来の可能性が閉ざされているこどもが存在することを示す。また格差は、膨大な社会的損失をもたらすと推定されている。

世代間で連鎖するものとして、所得だけでなく、家庭の生活環境が形成する非認知能力がある。非認知能力とは、意欲、社会性、生活力、自律性といった内面的な能力を指す。教育格差是正のために、政府は多くの学習機会の提供を行っているが、学習機会を有効に活かすにはこどもの学習意欲の向上が不可欠である。ここで、学習意欲を含む非認知能力の形成は、こどもが身を置く家庭環境や社会環境によって大きく左右される。経済的に豊かであると、親の学歴が高く、教育を重視する家庭環境である傾向やこどもの体験活動への参加機会が多い傾向が見られる。そのため、非認知能力が形成されやすいことがわかっている。一方で、家庭内外での過ごし方は所得のみに左右されるとは言えない。また、経済的支援が既に広く行われていることを踏まえると、所得以外にこどもの教育に資する環境を形成する要因を探ることは有意義であると考えられる。

一方で、貧困世帯のこどもへの支援政策の方向性を示す「こどもの貧困対策に関する大綱」では、教育支援が「学ぶ意欲と能力のある」者への支援とされており、非認知能力を育てることを目指す政策への指標が存在しない。また、教育機会の提供以前に学習意欲を育てるために行うべき具体的な施策が見えにくい。

本稿では、学習意欲に注目し、「相対的貧困世帯において、こどもの学習意欲の形成に寄与する環境が作られにくいこと」を問題意識とする。学習意欲をはじめとする非認知能力の形成を促進する環境に寄与する具体的要因を明らかにした上で、そのような環境を作る施策を打つことで、教育格差を是正し、こどもの将来の可能性が拓かれた社会の実現を目指す。

先行研究として、岡部(2008)、西牧(2019)、福津(2021)を挙げる。岡部(2008)では、家庭の経済力とコミュニケーションが認知能力と非認知能力に与える影響を共分散構造分析にて考察している。西牧(2019)では、親の時間的余裕やこどもの文化的経験が学習意欲形成に重要であると定性分析にて考察している。福津(2021)では、親の価値志向やこどもの関わりが学習意欲に与える影響を重回帰分析で考察している。しかし、これらの限界として、岡部(2008)は家庭内コミュニケーションを示す変数が限られており詳細な能力形成要因が明らかでない点、西牧(2019)は意欲に影響がある事柄についてその程度が明らかでない点、福津(2021)は賃金等の家庭の要素が統制されていない点が挙げられ、共通では全世帯を対象とした分析にとどまっている点が挙げられる。

本稿では、追跡パネルデータを用い固定効果モデルにて家庭の観測されない要素をできる限り統制した上で、世帯所得をコントロールすることでこどもの学習意欲を非経済的側面から分析する。分析の結果、「こどもが安心して相談・経験活動を行える場」「親のメンタルケアが行える環境」の必要性が明らかとなった。この結果と問題意識から、とりわけ家庭で非認知能力に寄与する環境が作られにくい相対的貧困世帯において、家庭外における「こどもの居場所」の必要性が挙げられる。

分析Ⅱでは、こどもの居場所に関する定性分析を追加で行い、こどもの居場所の効果と課題が明らかになった。効果としては、「親の精神的余裕の向上」、「親子間の会話の増加」、「学習・読書習慣の定着」、「将来の夢が見つかる」など定量分析にて明らかとなった学習意欲形成要因との整合性が見られた。

さらに、分析Ⅲの定性分析により、こどもの居場所の取り組みに関する課題として資金不足・人材不足・地域格差・アウトリーチの4つが挙げられた。

以上の結果を踏まえ、以下の政策提言を行う。

【政策提言Ⅰ：中間支援団体活用促進事業】

【政策提言Ⅱ：こどもの居場所人材育成プログラム】

【政策提言Ⅲ：こどもの居場所推進会議創設】

【政策提言Ⅳ：学校連携人材の採用】

提言Ⅰでは、こどもの居場所に関する専門知識やノウハウを持つ中間支援団体の活用を図る。提言Ⅱでは、研修を通して人材不足解消を図る。提言Ⅲでは、こどもの居場所の取り組み格差解消と質の向上を図る。提言Ⅳでは、学校との密な連携により、支援が必要なこどもに対する適切な支援環境構築を図る。これらの政策提言によって、中間支援団体の活用が促進され、こどもの居場所の全国的発展が期待される。そして、我々の掲げるビジョンである「こどもの教育格差が是正され、将来の可能性が拓かれた社会の実現」が達成される。

目次

要約	2
目次	4
第1章 現状・問題意識(目指す日本の将来像)	6
第1節 こどもの教育格差の現状と相対的貧困	6
第1項 教育格差	6
第2項 こどもの相対的貧困	7
第3項 貧困とひとり親世帯	9
第4項 教育格差の連鎖	10
第2節 教育格差と非認知能力の関係	12
第1項 非認知能力の重要性	12
第2項 非認知能力形成要素	12
第3節 教育施策の現状	14
第1項 こどもの貧困対策に関する大綱	15
第2項 国・自治体の現行の教育施策	16
第4節 問題意識	16
第2章 先行研究及び本稿の位置づけ	18
第1節 先行研究	18
第2節 本稿の位置づけ	18
第3章 分析	20
第1節 分析の方向性	20
第2節 分析Ⅰ:こどもの学習意欲形成要因の分析と世帯間比較	20
第1項 検証仮説	20
第2項 分析の枠組みとデータ	21
第3項 変数の選択	21
第4項 分析結果	24
第3節 分析Ⅱ:こどもの居場所に関する定性分析	25
第1項 分析の目的	25
第2項 こどもの居場所の現状	26
第3項 イエローゾーン(相対的貧困層)のこどもを対象とした居場所と効果	28
第4節 分析Ⅲ:自治体へのヒアリングを通じた定性分析	30
第1項 イエローゾーンのこどもを対象とした居場所に関する先行事例	30

第2項 居場所開設・運営にあたる現状と課題:補助金.....	30
第3項 居場所開設・運営にあたる現状と課題:人材.....	31
第4項 居場所開設・運営にあたる現状と課題:連携体制.....	32
第5項 居場所開設・運営にあたる現状と課題:アウトリーチ.....	32
第4章 政策提言	34
第1節 政策提言の方向性.....	34
第1項 政策提言の枠組み.....	34
第2節 政策提言	36
第1項 中間支援団体の概要.....	36
第2項 政策提言Ⅰ 中間支援団体活用促進事業.....	37
第3項 政策提言Ⅱ こどもの居場所人材育成プログラム.....	42
第4項 政策提言Ⅲ こどもの居場所推進会議創設.....	45
第5項 政策提言Ⅳ 学校連携人材の採用.....	49
第3節 政策提言のまとめ.....	51
第5章 今後の展望(終わりに).....	53
先行研究・参考文献	54

第1章 現状・問題意識(目指す日本の将来像)

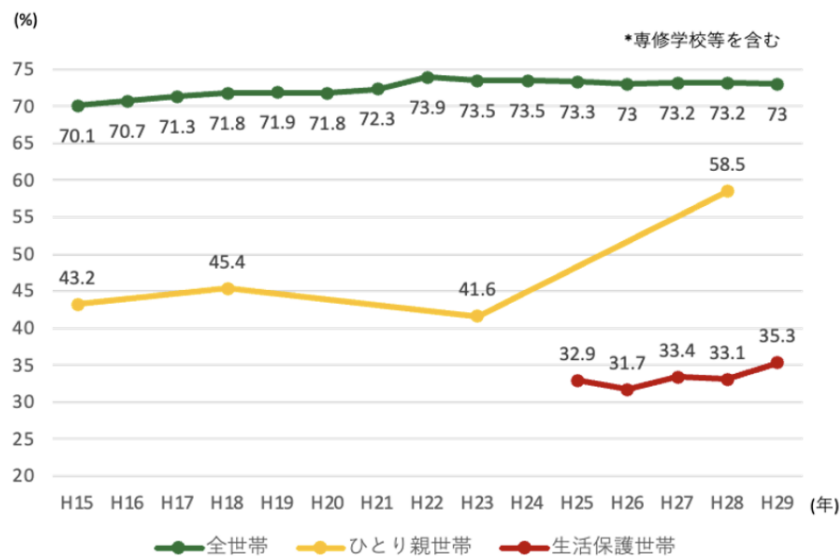
第1節 こどもの教育格差の現状と相対的貧困

第1項 教育格差

教育格差とは、こども本人に変更できない初期条件である親の学歴、世帯収入、職業などの社会的、経済的、文化的な要素を統合した「社会経済的地位」や出身地域などの「生まれ」によって学力や最終学歴といった結果に差があることを意味する²。

図1のように、日本におけるこどもの大学進学率は、ひとり親世帯・生活保護世帯ともに全世帯の大学進学率を下回っている。両者とも上昇傾向にあるものの、依然として格差は存在している。相対的貧困³世帯に位置付けられる生活保護世帯では、大学進学率は全世帯の半分に満たない。

図1 こどもの大学等進学率の推移



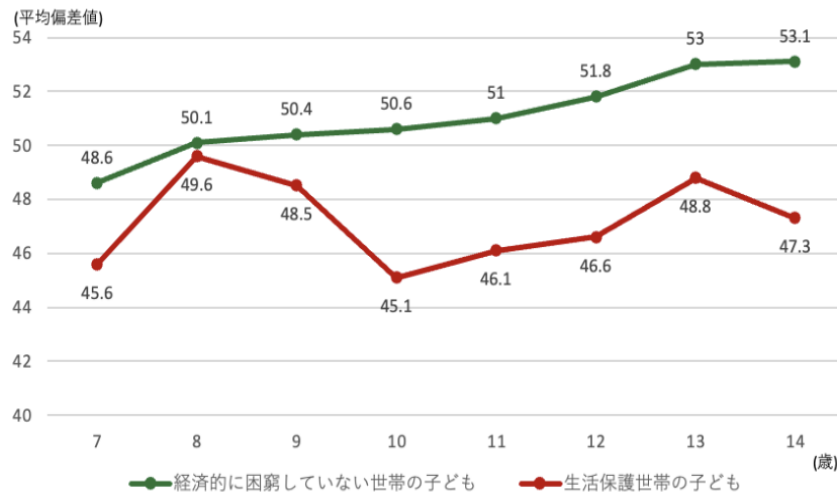
出典：内閣府「こどもの貧困に関する指標の推移」より筆者作成

² 財務省「第3章 日本の「教育格差」とコロナ禍(講演録)」を参照

³ 厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」1ページを参照

また図2のように、こどもの偏差値にも格差が見られる。全ての年齢において生活保護世帯のこどもは経済的に困窮していない世帯のこどもより偏差値が低い。

図2 経済的に困窮していない世帯と生活保護世帯のこどもの偏差値の推移（国語）



出典：公共財団法人日本財団「家庭の経済格差とこどもの認知・非認知能力格差の関係分析」より筆者作成

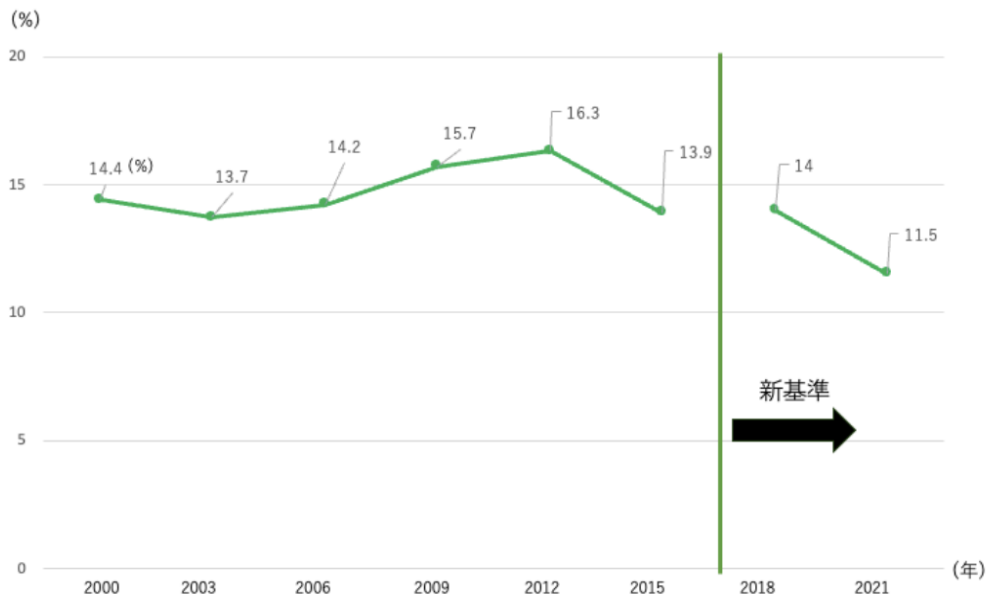
第2項 こどもの相対的貧困

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困が存在する。加藤(2016)によると、絶対的貧困とは、生命を維持するために必要な最低限の食料と住居のない状態を指す。相対的貧困とは、その社会においてほとんどの人が享受している「普通の生活」を送ることができない状態である⁴。また、厚生労働省の定義によると、等可処分所得の中央値の半分に満たない状態をいう⁵。現在の日本の貧困線は、127万円となっている⁶。図3のように、日本におけるこどもの相対的貧困率は2021年時点で11.5%であり、およそ8.7人に1人が相対的貧困状態に陥っている。

⁴ 能島 裕介「こどもの貧困を考える」10ページを参照

⁵ 厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」を参照

⁶ 厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」を参照

図 3⁷ こどもの相対的貧困率

出典：厚生労働省「令和4（2022）年国民生活基礎調査」より筆者作成

相対的貧困世帯のうち、45.8%が衣服を買えなかった経験、37.7%が食料を買えなかった経験、20.7%が公共料金未払い経験を持つ⁸。相対的貧困に陥るこどもは、最低限の衣食住は保障されているため、一見他のこどもたちと変わらない生活を送っているように見えるが、その生活は国内の一般的な水準とかけ離れている⁹。

大阪府豊中市へのヒアリングから、そのような生活を送る相対的貧困に属するこどもたちは主に、図4が示すように支援等が必要ない層（グリーンゾーン）と特にリスクの高い層（レッドゾーン）の間に位置する、イエローゾーン（要支援）に位置づけられることがわかった。教育格差は、レッド・イエロー・グレー間の各階層間で起こっているが、格差に直面しているこども達の多くがイエローゾーンに存在している¹⁰。そして、そのボリューム層に対する支援が特に不足していることがわかっている¹¹。実際、就学援助対象のこどもの数は134万人（2019年度）であるのに対し、援助を受けている人数は3万人程度にとどまる¹²。

⁷ 「2018（平成30）年の新基準は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に『自動車税・軽自動車税・自動車重量税』、『企業年金・個人年金等の掛金』及び『仕送り額』を差し引いたものである。」厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の結果の訂正について」より引用

⁸ 「令和3年 こどもの生活状況調査の分析報告書」を参照

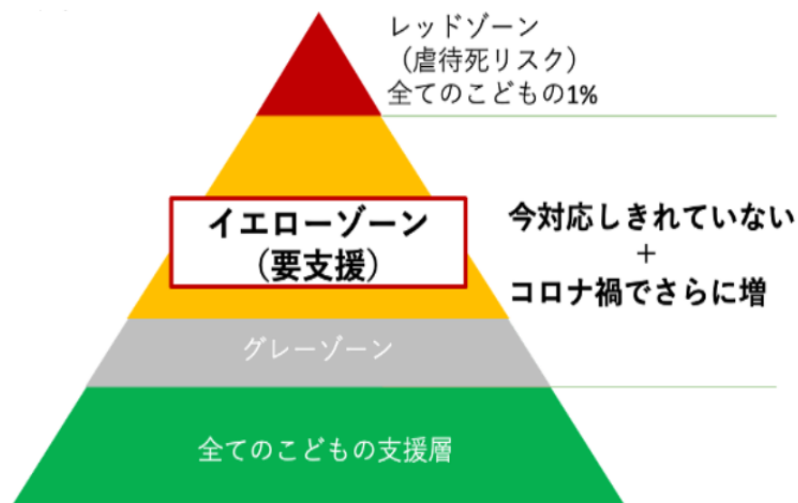
⁹ 「福祉機関のケースワーカーが相対的貧困家庭を訪問すると、外見からは分からないが、部屋内は散乱し、汚れており、子供たちの衣服や学用品が不足している。子供たちは学校で孤立し、学習や参加が難しく、学校への適応が困難になる。貧困のために部活動にも参加できず、ひきこもってしまうケースも多く見られる。」加藤(2016)より筆者要約

¹⁰ 認定特定非営利活動法人 Learning for All「こどもたちの現状」を参照

¹¹ 認定特定非営利活動法人 Learning for All「こどもたちの現状」を参照

¹² 認定特定非営利活動法人 Learning for All「こどもたちの現状」を参照

図4 こどもの貧困度と支援

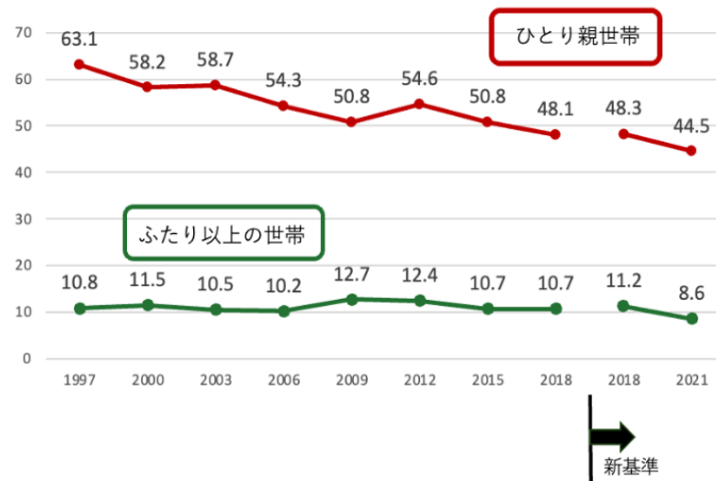


出典：NPO法人Learning for All 「こどもたちの現状」
 ※大阪府立大学 山野則子教授「学校・家庭・地域の教育力を機能させる仕組み作り～学校
 プラットフォームの実現に向けて～」を元に改変 より筆者作成

第3項 貧困とひとり親世帯

図5のように、こどもの相対的貧困率は世帯形態ごとに格差が見られる。ひとり親世帯、親がふたり以上の世帯ともに2012年から貧困率は減少傾向にあるが、両者の格差は依然として大きい。また、ひとり親世帯では、およそ2世帯に1世帯が相対的貧困状態に陥っている。ひとり親世帯の相対的貧困率は、親がふたり以上の世帯の5倍以上である。このことから、教育格差に直面する相対的貧困世帯にはひとり親世帯が比較的多く存在することがわかる。

図5 ひとり親世帯と親がふたり以上の世帯のこどもの相対的貧困率

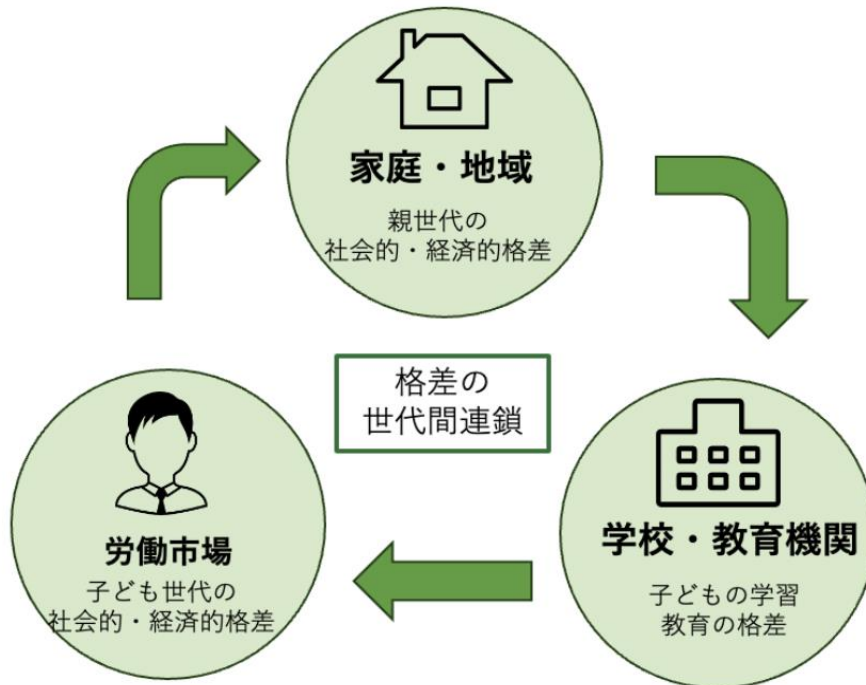


出典：2022（令和4）年 厚生労働省 国民生活基礎調査の概況より筆者作成

第4項 教育格差の連鎖

阿部(2014)より、こどもの貧困を放置すると、格差の世代間連鎖を引き起こす。また、NPO 法人の Learning for All によると、連鎖をたどる経路は図6のような構図になる。まず、こども期の貧困によって低学歴に陥り、教育格差が生じる。次に、非正規雇用などによる現在の低所得、生活の困窮に繋がる。そして、貧困家庭で生まれ育つこどもが貧困状態に陥り教育格差が生じる。

図6 格差の連鎖の構図



出典：NPO法人learning for all 「こどもたちの現状」より筆者作成

実際に在学中を除く若年労働者(15～34 歳)に占める正社員以外の労働者では、中学卒・高校卒の者の割合が高く、大学卒の者と比べて、中学卒の者の割合は3倍以上、高校卒の者の割合は2倍以上である¹³。これより、低学歴が非正規雇用へ繋がる傾向にあると考えられる。

このような格差の世代間連鎖による将来の損害が指摘されている。こどもの貧困を放置すると、2016年時点で、所得において42.9兆円、財政収入において15.9兆円の社会的損失を負うことになると推計されている¹⁴。貧困によって学習の機会や意欲を奪われたこどもたちは職業選択の機会を奪われ、低所得労働をせざるを得なくなり、国の税収入は減る。また、少子高齢化が進む日本において、今後社会保障の支え手になると期待される若者が支えられる側になり、社会保障費の増加、労働力や市場の縮小といった少子化の負の影響を増大させる立場になる恐れがある。

¹³ 厚生労働省「平成30年度若年者雇用実態調査の概況」より算出

¹⁴ 日本財団 こどもの貧困対策チーム(2016)「徹底調査 こどもの貧困が日本を滅ぼす 社会的損失40兆円の衝撃」を参照

第2節 教育格差と非認知能力の関係

第1項 非認知能力の重要性

宮武(2013)では、低学歴が世代間で連鎖することの原因が、家庭や社会などのこどもをとりまく生活環境にあると述べられている。貧困家庭や地域においては、親や周囲の大人の学歴や生活力が乏しい場合が多く、こどもは学力や生活力の発達が遅れることにより問題を抱え、家庭の事情と自身の事情により将来への希望を持てなくなる傾向があるとされている。そのため、貧困家庭のこどもにおいて、学力の他に人との関わり方、社会の仕組み、人間としての生き方などの生活力を身につけることや人格形成が行われることが、教育格差の連鎖解消に繋がると述べられている。

中島(2018)によると、貧困から抜け出す観点で、社会的相続という概念が存在する。これは、こどもは親、親戚や近所の大人、先生などから、将来必要な自立する力を受け継ぐという概念である。ここで受け継ぐ力とは、基本的信頼、自律性、積極性、自主性、勤勉性などである。この研究から、こどもが自立するために必要な能力の形成には、家庭やこどもの周囲の大人が大きく影響することがわかる。

上記の2つの研究より、意欲、社会性、生活力、自律性や積極性などの内面的な能力、すなわち非認知能力と言われる学力とは異なる能力が、将来の展望や意欲を持って生きていく上で必要であると考えられ、教育格差の解消のために必要な要素だと言える。また、非認知能力の形成には家庭や社会環境が大きく関わると考えられる。

こどもの教育格差の解消のために、現在政府は、保育の無償化、小中高等学校の就学支援、奨学給付金などの機会の提供を行っている。しかし、教育格差の解消のために機会の提供を行っても、その機会の活かし方はこどもや家庭の意識次第である。すなわち、格差縮小のためには、機会の提供と同時に、こどもの学習への意欲が育まれる施策が必要であり、意欲を育む環境なしには、教育の機会の提供は十分な効果を持たないと考えられる。そして、このような学習意欲は、非認知能力の一つであると考えられる。

以上より、学習意欲を含む非認知能力が、こども自身の豊かな教育と社会での自立に繋がると言える。ここで、非認知能力は、連鎖的な性格を持つ家庭や社会で育まれるものである。すなわち、教育格差解消のためには、学習機会の提供の他に、非認知能力を十分に体得できる家庭環境や社会環境の提供が必要である。

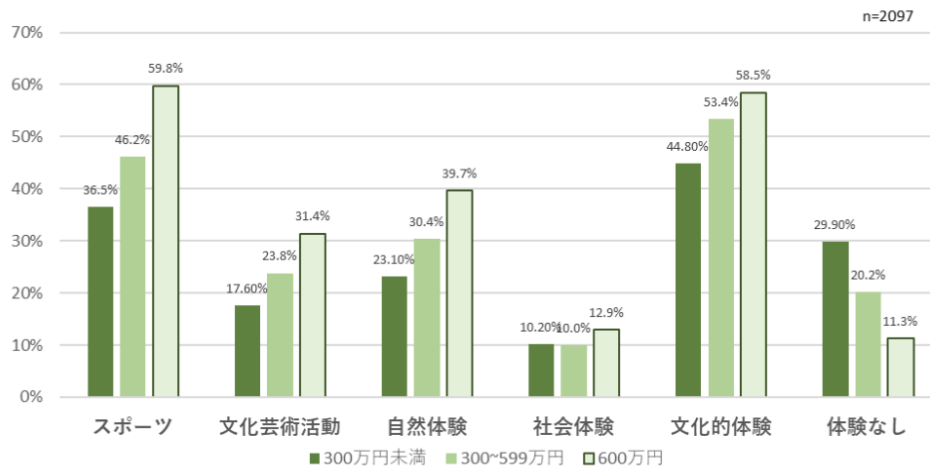
したがって、本稿では非認知能力の中でも特に学習意欲を育む環境の提供に着目する。

第2項 非認知能力形成要素

公益社団法人 Chance for Children の調査によると、図7が示すように、学習以外の活動について、所得が高い世帯のこどもほど活動への参加が多い¹⁵。

¹⁵ 公益社団法人 Chance for Children(2023)「こどもの『体験格差』実態調査最終報告書」を参照

図7 学校外の体験活動に参加しているこどもの割合（世帯収入別）

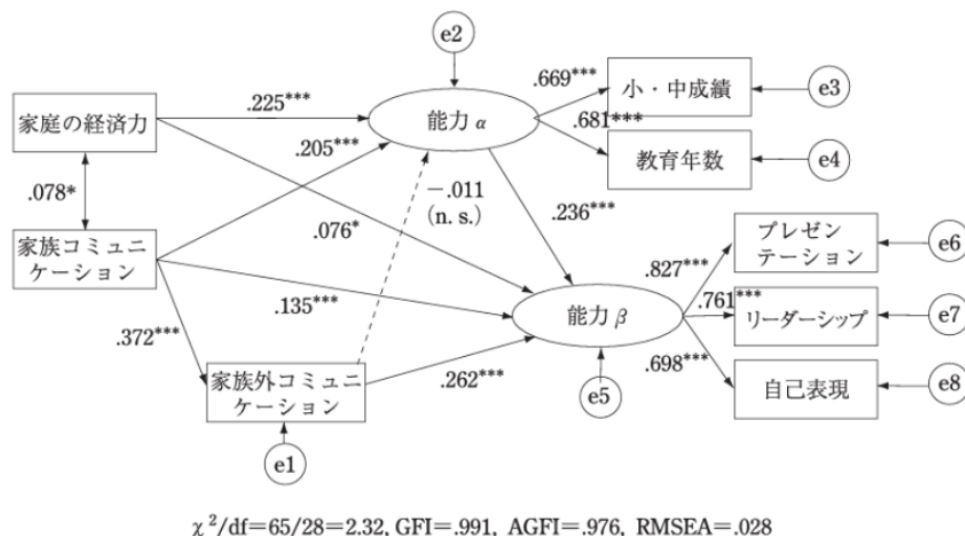


出典：公益社団法人Chance for Children（2023）「こどもの『体験格差』実態調査最終報告書」より筆者作成

また、同調査によると、上記の体験活動について、保護者のこども時代の体験活動が豊富なほど、こどもの体験活動参加が多い。さらに、同調査報告記載の Covay and Carbonaro (2010) によると、体験活動に参加する小学生は、活動に参加していない者と比べ、より高い注意力、秩序、柔軟性、課題に対する粘り強さ、学習における自主性、学習に対する意欲を見せることが分かっている。以上のことから、体験活動はこどもの学習意欲といった非認知能力に寄与すること、体験活動は世帯の所得が高いほど豊富になることがわかる。さらに、こども時代の体験活動と将来の学歴・所得が一連の関係性を持つ可能性があると思われる。

したがって、非認知能力に寄与する体験活動に関して、所得の低い世帯では体験活動に十分に参加する環境を整備することが難しいことがわかる。ゆえに、低所得世帯のこどもの体験活動への参加を容易にすることは、教育格差解消の手立てになると考えられる。

図8 こどもの能力の形成要素の関係性



出典：岡部（2008）より引用

岡部(2008)では、プレゼンテーション、リーダーシップ、自己表現の基礎となる非認知能力を、能力βと定義し、家庭の経済力、家族コミュニケーション(将来について親と会話する頻度)、家族外コミュニケーション(親・学校の先生以外の大人との会話)が能力βに与える影響を定量的に分析している。図8は、能力を形成する要素と、認知能力(能力α)と非認知能力(能力β)との関係を示したものである。図から、家族コミュニケーションは、家庭の経済力よりも能力βの形成に有意に働いていると言える。さらに、能力βの形成に最も有意に働いている家族外コミュニケーションは、家族コミュニケーションに大きく影響を受けるという結果となっている。

以上より、家族内外のコミュニケーションの頻度が、家庭の経済力よりも非認知能力に大きな影響を与えることが分析結果のそれぞれの係数の比較より明らかである。

したがって、非認知能力の形成要素には、高所得であることが挙げられる一方、家族内外のコミュニケーションといった非経済的要素があることがわかる。

第3節 教育施策の現状

本節では、教育格差に直面していると考えられる貧困世帯に対して行われている教育施策を考察する。

貧困に対する政府の政策の方針となる、「こどもの貧困対策に関する大綱」をもとに政策の方向性を把握する。その後、貧困世帯のこどもの教育について、国や自治体が行っている政策内容を考察する。

第1項 こどもの貧困対策に関する大綱¹⁶

貧困の連鎖によってこどもの将来が閉ざされてはならないという決意の下、2013年に成立した「こどもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて、「こどもの貧困対策に関する大綱」（以下大綱）が、5年に一度作成されることとなった。現在の大綱の目的は、以下である。

- ・現在から将来にわたって、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- ・子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

大綱では、上記目標達成に向けて、分野横断的な方針4つと分野ごとの方針6つが掲げられており、政府や自治体ではこれらをもとに具体的な政策を実施される。分野とは、教育支援・生活支援・就労支援・経済支援である。

この中で、教育支援についての基本方針は、「学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る」とされている。しかし、方針の詳細に「学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにする」という記載があり、「学ぶ意欲と能力のある」当事者のみが支援対象とされる点で排除的な教育に関するフレームである¹⁷。

さらに、大綱には、対策の実施状況や政策の効果などを測るため、分野ごとに39の指標が設定されている。この中で、こどもの教育や生活に関する指標を図9にて抜粋する。

図9 こどもの教育や生活に関する指標の抜粋

- ・生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率・中退率
- ・児童養護施設のこどもの進学率・ひとり親家庭のこどもの就園率・進学率
- ・全世帯のこどもの高等学校中退数・率
- ・スクールソーシャルワーカーの配置率・対応 実績のある学校の割合
- ・就学援助制度に関する周知状況
- ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
- ・高等教育の就学支援新制度の利用者数
- ・電気、ガス、水道料金の未払い経験
- ・食料又は衣服が買えない経験
- ・こどもがある世帯の大人で、他に頼れる人がいないと答えた人の割合

出典：こどもの教育や生活に関する指標より筆者作成

¹⁶ 内閣府「こどもの貧困対策に関する大綱」（2019）を参照

¹⁷ 末富（2020）「子どもの貧困における教育と『政治』—2019年子どもの貧困対策法・大綱改正を中心に—」を参照

これらの指標は、こどもの将来が閉ざされない社会が実現した際に、改善される指標として当てはまる。しかし、教育についての指標は、スクールソーシャルワーカーに関して以外は、学習機会の提供に関するものとどまっている。また、生活についての指標は、最低限の生活に困らないような水準の実現にとどまっており、非認知能力が育ちうる環境に関する指標は設定されていない。

筆者は、貧困の連鎖を断ち切るためには、こどもの進学や学習を促進するための土台として、こどもの学習意欲を形成する環境の存在が不可欠だと考えている。一方で、大綱には、こどもの学習意欲を含む非認知能力に資するような具体的な指標が存在しない。

第2項 国・自治体の現行の教育施策

前項の大綱に従って、国や自治体では現在様々な取り組みが行われている。文部科学省・厚生労働省によるこどもの貧困対策の総合的な取り組みは、「教育費等の負担軽減」、「学校における指導相談体制の充実」、「地域教育資源の活用」の3つの方向性から、幼児期～大学・専門学校を通して行われている。具体的な政策としては、授業料や就学費の支援、スクールソーシャルワーカー・カウンセラーの配置、地域と学校の連携・協働体制構築事業などがある¹⁸。

自治体の施策は、各市町村がそれぞれ計画書を作成し、各事情に応じ創意工夫を凝らしで行う方針となっている。例えば、学習支援事業、生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進路選択に関する相談に対する情報提供・助言、関係機関との連携・調整などがある。しかし、各自治体のこどもの貧困対策に関する計画書の策定状況は、2022年度で約55%となっており¹⁹、特に規模の小さい自治体では支援体制の整備が行われにくい²⁰。

第4節 問題意識

教育格差により、主に相対的貧困世帯のこどもの将来の選択肢が閉ざされている。また、教育格差は社会的損失を生み出している。これらのことから、教育格差の解消により全てのこどもの将来の可能性が拓かれた社会が望まれる。

所得がこどもの教育格差に大きく関係することは、所得と進学率の相関より見て取れる。しかし、こどもの教育に資するものは進学などの学習機会だけでなく、機会を活かすための学習意欲をはじめとする非認知能力がある。非認知能力を形成するものとして所得は挙げられるが、こどもが身を置く家庭内外の環境やそこでの過ごし方には、所得以外の要因も存在すると考えられる。そして、生活困窮者に対して経済的支援が既に広く行われていることを踏まえると、所得を増加させる以外にこどもの非認知能力を形成する環境に資するような、政府や自治体の政策の可能性を探ることは有意義であると考えられる。

ここで、こどもの貧困対策の方向性を決める大綱に目を向けると、前提として「学ぶ意欲と能力のある」者への支援が想定されている。また、教育の政策の実施や効果を測る指

¹⁸ 厚生労働省(2022)「こどもの貧困への対応について」を参照

¹⁹ 内閣府(2022)「市町村におけるこどもの貧困対策計画の策定状況」より算出

²⁰ 厚生労働省(2022)「こどもの貧困への対応について」を参照

標に、非認知能力の形成に寄与する環境に関する指標が存在しない。このことから、教育機会の提供以前に学習意欲を育てるような教育環境のために国や自治体が行うべき具体的な施策整備が見えにくいと言える。そのため、我々は、学習意欲をはじめとする非認知能力の形成に寄与する具体的要因を明らかにした上で、そのような要因の改善を目標とする施策が必要だと考える。

これらの現状と課題を踏まえて、「相対的貧困世帯において、こどもの学習意欲の形成に寄与する環境が作られにくいこと」を問題意識とする。

第 2 章 先行研究及び本稿の位置づけ

第 1 節 先行研究

相対的貧困世帯に限定し、こどもの学習意欲を定量的に論じた研究は菅見の限りでは発見できなかったため、一般に家庭環境がこどもに及ぼす影響を論じた研究を取り上げる。

岡部(2008)では、家庭の経済力と家族内外のコミュニケーション(親と将来のことについて話をする事)が、認知能力(IQや学力)と非認知能力(IQや学力以外)の形成に与える影響に関して共分散構造分析を行っている。家庭の経済力と家族コミュニケーション共に各能力への影響が有意に見られたが、家庭の経済力の非認知能力への直接的影響は他に比べ弱いことが明らかになった。

西牧(2019)では、家庭環境の不利とこどもの学習意欲について考察している。①入学以前の格差、②家庭環境の影響の2つに分け考察しており、①では小学校入学前にひらがなや簡単な計算を教える時間的な余裕や、早期教育に投資する経済力、②では本の読み聞かせや動物園、美術館へ行った経験の有無といった文化的経験や、親のこどもへの声かけがこどもの学習意欲の形成において重要だと述べている。

福津(2020)では、親の価値志向やこどもに対する関わり方がこどもの学習意欲形成に与える影響に関して、重回帰分析を行っている。本稿では、分析の手法・変数等を参考にした。

第 2 節 本稿の位置づけ

岡部(2008)の限界としては、家庭の経済力以外の要因である家族コミュニケーションの構成が、「親と将来のことについて話をする頻度」のみにとどまっており、詳細な要因が明らかになっていないことが挙げられる。西牧(2019)は、実証分析を伴っていないため、家庭の様子や親の関わり方が、どの程度こどもの学習意欲に影響を与えるか明らかでない点が限界として挙げられる。福津(2020)は相対的貧困層に限定した分析ではないことに加え、重回帰分析において家庭の経済力を始め様々な家庭の要因が統制されていない。総じて、①経済力以外の学習意欲形成要因が明らかでないこと、②全世帯を対象とした分析にとどまっていることが先行研究の限界と考えられる。

以上の限界を鑑み、本分析の新規性は(1)追跡データを用いて固定効果モデルを採用することで、家庭の観測されない要素を限りなく統制して分析を行える点、(2)世帯収入をコントロール変数に置くことにより、経済力の影響を統制している点、(3)世帯一般の傾

向とひとり親世帯の傾向²¹を比較している点とする。岡部(2008)の限界に対しては、「親の精神的健康状態の気がかりの有無」、「親に悩みを話す頻度」、「親と進路について話す頻度」、を変数に取り入れることで、家族コミュニケーションをより詳細に分析する。以上の新規性から、非経済的な学習意欲向上要因の特定により貧困世帯に向けた支援施策の検討が可能になると考える。

²¹ なお筆者が取得したデータにおいて相対的貧困世帯のデータ数に限界があり、本分析では相対的貧困率が高い傾向にあるひとり親世帯に関する分析を行う。

第3章 分析

第1節 分析の方向性

本稿の問題意識と研究目的を鑑み、先行研究を参考に定量分析(分析Ⅰ)を行い、その後ヒアリングと資料収集に基づき定性分析(分析Ⅱ・Ⅲ)を行う。分析Ⅰでは、こどもの学習意欲形成要因を非経済的側面から分析し、学習意欲向上に有効な支援環境を推定する。分析Ⅱ・Ⅲでは、支援の実態と課題を特定する。

第2節 分析Ⅰ：こどもの学習意欲形成要因の分析と世帯間比較

第1項 検証仮説

こどもの貧困対策に関する大綱では、こどもの学習意欲形成に望ましい環境に関する具体的な指標が存在しない。岡部(2008)より家庭内外のコミュニケーションがこどもの能力に影響を与えることは明らかである。本分析では、賃金を統制した上でこどもの学習意欲形成要因を詳細に明らかにする。全世帯を対象とした分析結果と相対的貧困世帯が約半数を占めるひとり親世帯を対象とした分析結果を比較することで、問題意識である相対的貧困世帯における学習意欲形成に資する要素を考察する。

分析Ⅰでは、岡部(2008)と福津(2020)を参考に、検証仮説を大きく3点設定して分析を行う。

①こどもの学習意欲は、親との関わり方・親の精神面の気がかりの有無に影響を受ける。

家庭内のコミュニケーションと考えられる変数項目(親の精神的健康状態、悩み・進路について親と話す頻度)の向上に伴い、学習意欲が向上すると考えられる。予想される符号は、親の精神的健康状態の気がかりの有無は負、悩み・進路について親と話す頻度はそれぞれ正である。

②こどもの学習意欲は、習い事や社会的・文化的経験により向上する。

家庭外のコミュニケーション・経験と考えられる変数項目{塾・習い事の週当たりの回数、時間(読書・運動・友達と過ごす)}の向上に伴い、学習意欲が向上すると考えられる。予想される符号は、それぞれ正である。

③ひとり親世帯特有の学習意欲向上要因がある。

世帯形態による学習格差は所得差以外にも存在し、世帯形態により学習意欲形成に必要な環境支援は異なると考えられる。本仮説は、全世帯を対象とした分析と、ひとり親を対

象とした分析を比較することで検証する。

第2項 分析の枠組みとデータ

パネルデータ分析を用いて、親の子どもとの関わり方、社会的・文化的経験と子どもの学習意欲の関係について分析する。

データはベネッセ教育総合研究所から提供を受けた「こどもの生活と学びに関する親子調査(2015～2018)」を用いる。福津(2020)は重回帰分析を採用しており、賃金等家庭の様々な要因が統制されていないため欠落変数バイアスが存在する可能性が考えられる。本分析では、追跡データを用いて固定効果モデルを採用すること、賃金や配偶者の有無をコントロール変数に置くことで、可能な限りこの問題に対応する。

本分析では、学習意欲を被説明変数に置き、全世帯を対象とした分析とひとり親のみを対象とした分析を行い比較する。モデル式は以下の通りである。

・モデル式

$$Y_{it} = \alpha_i + \beta_{1it}X_{1it} + \dots + \beta_{8it}X_{8it} + C_{1it}Z_{1it} + \dots + C_{3it}Z_{3it} + \varepsilon_{it}$$

被説明変数 Y_{it} には、 t 期における「勉強しようという気がわくか」を用いる。説明変数 $X_{1it} \sim X_{8it}$ は、検証仮説①より「親の精神的健康状態の気がかりの有無」、「悩み・進路について親と話す頻度」、②より塾・習い事の週当たりの回数、時間(読書・運動・友達と過ごす)を挙げている。 $Z_{1it} \sim Z_{3it}$ はコントロール変数である。コントロール変数は、こどもの学年、世帯収入、全世帯での分析のみ配偶者の有無を挙げている。 ε_{it} は誤差項である。

第3項 変数の選択

分析で用いる変数を以下に挙げ、詳細を述べる。

【被説明変数】

本分析では、こどもの学習意欲を以下の被説明変数で定義する。

・「勉強しようという気持ちがわく」という項目への子ども自身の回答²²

まさしく学習意欲の有無を尋ねる項目であるため選択した。

{1:まったくあてはまらない、2:あまりあてはまらない、3:まああてはまる、4:とても当てはまる}

【説明変数】

²² 今回用いた被説明変数「勉強しようという気がわくか」が本当に学習に繋がっているのか確認するため、「学校の宿題以外の勉強時間(塾を除く)」、「難しいといわれる学校に入りたいか」について単回帰分析を行った。その結果、有意水準0.1%で正であると示されたため、今回用いた被説明変数は正しく学習意欲を示していると言える。

検証仮説に対応し、以下の変数を選択する。基本的にこどもの回答を用いることで、こどもが家庭内外のコミュニケーションに関してどのように感じているかを重視している。

①親との関わり方・親の健康状態に関する変数

・「こころの健康状態(精神の安定)に関する気がかり」についての親の回答

親の健康状態の悪化は、こどもの学習意欲を低減させると考えられるため、選択する。

{0:気がかりはない、1:気がかりあり}

・「親と将来や進路のことについてどの程度話すか」についてのこども自身の回答

親のこどもの将来面への関心が強いほど、こどもが将来について考え、学習意欲も向上すると考えられるため選択する。

{1:まったく話さない、2:あまり話さない、3:時々話す、4:よく話す}

・「親に悩みをどの程度話すか」についてのこども自身の回答

こどもと親の関係性をよく表していると考えられ、悩みを打ち明けやすい環境は学習意欲を向上させると考えられるため選択する。

{1:まったく話さない、2:あまり話さない、3:時々話す、4:よく話す}

②習い事や社会的・文化的経験に関する変数

・「週あたりの習い事の回数」についてのこども自身の回答

習い事は、家庭外のような人との関わりながら社会的・文化的経験を積む場であるため、選択する。現状分析でも、体験活動への参加と学習意欲の関係性は示唆されている。

{0～7回で回答されている。}

・「週あたりの学習塾の回数」についてのこども自身の回答

学習塾は、先生に学習上の悩みを相談する、友達と競うなど、学習意欲の向上に資する社会的な場として選択する。{0～7回で回答されている。}

・「本を読む時間」についてのこども自身の回答

読書は文化的経験と考えられ、知的好奇心は学習意欲向上に繋がると考えられるため選択する。{1:しない、2:5分、3:10分、4:15分、5:30分、6:1時間、7:2時間、8:3時間、9:4時間、10:それ以上}

・「運動をする時間」についてのこども自身の回答

家庭外の人との関わり、社会的経験の場であると考えられるため、現状分析を鑑み選択する。

{1:しない、2:5分、3:10分、4:15分、5:30分、6:1時間、7:2時間、8:3時間、9:4時間、10:それ以上}

・「友達と過ごす時間」についてのこども自身の回答

交友関係はまさしく社会的経験であるため選択した。しかし、友達の学習意欲に影響を受け、向上または低減する場合が考えられる。

{1:しない、2:5分、3:10分、4:15分、5:30分、6:1時間、7:2時間、8:3時間、9:4時間、10:それ以上}

【コントロール変数】

・家庭の所得

学習意欲の非経済的要因を観察するためコントロールする。

{1:200 万円未満、2:200～300 万円、3:300～400 万円、4:400～500 万円、5:500 万円～600 万円、6:600～800 万円、7:800～1000 万円、8:1000～1500 万円、9:1500～2000 万円、10:それ以上}}

・こどもの学年

学年によりこどもの学習への向き合い方は変化すると考えられるためコントロールする。

{1:小1、2:小2、3:小3、4:小4、5:小5、6:小6、7:中1、8:中2、9:中3、10:高1、11:高2、12:高3、13:在学していない、14:大1、15:大2、16:大3}

・配偶者の有無(全世帯分析のみ)

全世帯分析において、世帯形態によらずこどもの学習意欲を形成する要因を観察するためコントロールする。{0:配偶者なし、1:配偶者あり}

【基本統計量】

基本統計量は表1の通りである。

表1 基本統計量

変数名	親全体分析(N=10203)				ひとり親分析(N=412)			
	平均	標準誤差	最小値	最大値	平均	標準誤差	最小値	最大値
やる気	2.425	0.009	1	4	2.371	0.046	1	4
メンタル(親)	0.14	0.003	0	1	0.184	0.019	0	1
会話(悩み)	2.403	0.01	1	4	2.451	0.044	1	4
会話(進路)	2.791	0.009	1	4	2.757	0.048	1	4
回数(塾)	1.015	0.015	0	7	0.885	0.073	0	7
回数(習い事)	1.231	0.017	0	7	0.992	0.082	0	7
時間(読書)	2.91	0.02	1	10	2.624	0.097	1	8
時間(運動)	2.499	0.022	1	10	2.396	0.103	1	9
時間(友達)	4.089	0.029	1	10	4.66	0.151	1	10
学年	8.177	0.021	3	13	8.718	0.111	4	12
世帯収入	5.041	0.024	1	10	2.682	0.093	1	10
配偶者の有無	0.947	0.002	0	1	----	----	----	----

筆者作成

第4項 分析結果

【分析結果】

分析結果は表2の通りである。

表2 分析結果

		親全体分析(N=10203)		ひとり親分析(N=412)	
変数		係数	標準誤差	係数	標準誤差
仮説①に対応する変数	親の精神的健康	-0.031	0.032	-0.420***	0.155
	親に悩みを話す	0.022*	0.012	-0.117*	0.070
	親と進路について話す	0.030**	0.012	0.183***	0.063
仮説②に対応する変数	塾の回数	0.040***	0.007	0.012	0.036
	習い事の回数	0.006	0.007	-0.037	0.039
	本を読む時間	0.015***	0.006	-0.024	0.035
	運動する時間	0.006	0.005	0.043	0.028
	友達と過ごす時間	0.003	0.004	0.034*	0.020
	学年	-0.057***	0.007	-0.097	0.068
コントロール変数	世帯収入	-0.011*	0.006	-0.002	0.047
	配偶者の有無	0.153	0.116	---	---
決定係数		0.027		0.118	
自由度調整済み決定係数		-0.461		-0.850	
F統計量 P値		< 2.22e-16		0.005	
有意水準		***1%水準, **5%水準, *10%水準			

筆者作成

【解釈】

・仮説の検証

仮説①について、両分析において「親と進路について話す頻度」が正に有意となり、「親に悩みを話す頻度」は親全体分析で正、ひとり親分析で負に有意となった。また、「親の精神的健康状態」がひとり親分析にて負に有意となった。このことから、おおむね仮説①は支持されたとと言える。

仮説②について、「塾の回数」と「本を読む時間」が全世帯分析にて正に有意となった。ここから、親全体分析で仮説②は支持されたものの、ひとり親分析では支持されたとはいえない。

両分析の結果の違いから、ひとり親特有の特性が考察できるため、仮説③は支持された。

・考察

(1) ひとり親家庭において、親の精神的健康状態のこどもの学習意欲への影響は大きいため、ひとり親のメンタルケアがこどもの学習意欲形成のために必要である。

- (2)ひとり親家庭において、親への悩み相談がこどもの学習意欲を低下させることから、ひとり親家庭のこどもが安心して悩みを相談できる場が必要である。
- (3)進路についての会話の頻度は両分析で正に有意であり、進路について考える機会の提供が一般的に有効であると考えられる。
- (4)仮説②に関して、基本統計量からほとんどの説明変数の平均値が、全世帯よりもひとり親世帯の方が小さかったことから、分布が低い値に寄っており有意性が観察されにくかったと考えられる。しかし、一般的に仮説②で挙げた変数群はこどもの学習意欲形成を促すと言えた。
- (5)コントロール変数から、学年が上がるにつれ意欲が低減することが明らかになった。また、全世帯分析にて世帯収入が負に有意になったことから、親の賃金そのものの効果として、こどもが自ら頑張らなくても生活できると感じている可能性が考えられる。

【分析から検討できる支援策】

- (1)ひとり親世帯は、親の精神的健康状態がこどもの学習意欲に与える負の影響が大きい
ため、ひとり親のメンタルケアが必要である。
- (2)ひとり親世帯のこどもが学習意欲を形成するために、自身の悩みや進路について相談
できるコミュニティが必要である。
- (3)一般的に、学習支援や読書習慣の定着は、学習意欲を向上させると言えたため、これ
らの習慣が身につく環境づくりが必要である。
- (4)全体的な係数の小ささから、学習意欲が向上する要因は単一ではなく複数である。よ
って、重層的な支援が求められると考える。

以上(1)～(4)から、こどもが安心して相談・経験活動を行える場と、ひとり親のメンタルケアが行える環境が必要であると言える。この分析結果に加えて、「相対的貧困世帯において、こどもの学習意欲の形成に寄与する家庭環境が作られにくい(今回はひとり親を対象とした分析で代替)」という本稿の問題意識から、家庭外におけるコミュニティすなわち「こどもの居場所」の必要性が挙げられる。次節にて、こどもの居場所について、その効果を中心に定性分析で明らかにする。

第 3 節 分析Ⅱ:こどもの居場所に関する定性分析

第 1 項 分析の目的

前節より、学習意欲を形成する要因が明らかになった。とりわけ家庭での学習意欲形成が難しい相対的貧困世帯では、家庭外でこの要因が確保されるべきである。そこで、家庭外でこどもが生活・学習・他人との交流等を行い、安心して過ごせる「こどもの居場所」

に着目した。本分析では、こどもの居場所が前節で明らかになった学習意欲形成要因を育む場であるかを検討する。そのために、こどもの居場所についての確認事項を、前節の分析結果を踏まえて以下とする。

①こどもの居場所は、「親の精神的健康状態」を改善する。

②こどもの居場所は、「親とこどもの会話の頻度」を増加させる。

③こどもの居場所は、「学習時間」、「読書時間」を増加させる。

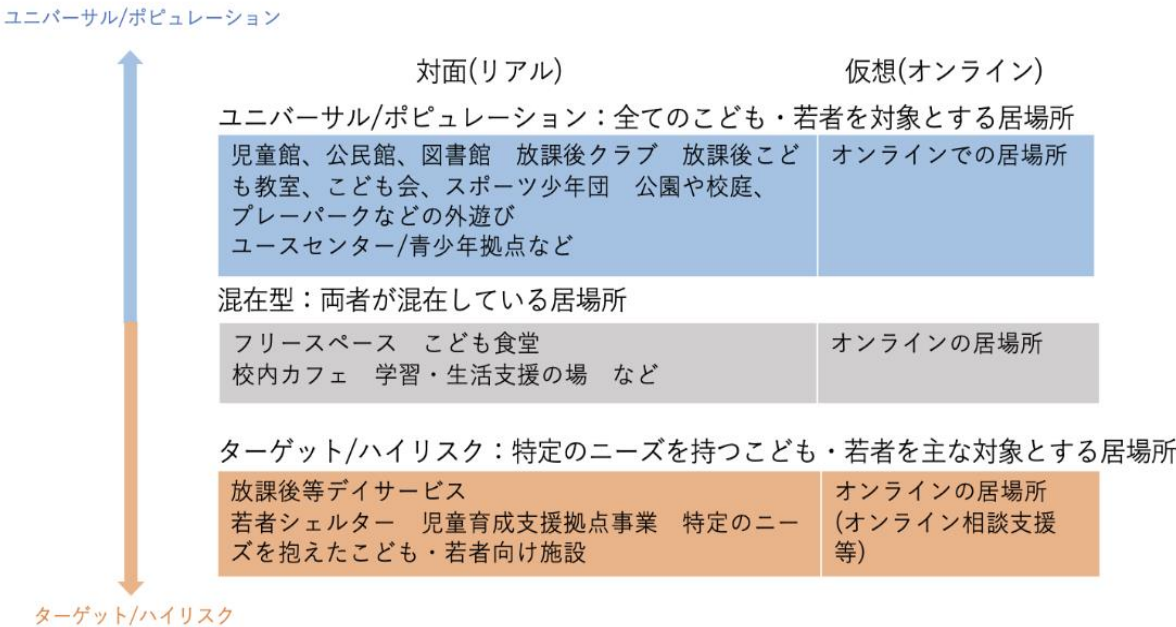
④こどもの居場所を通して、こどもは将来について考える機会を得られる。

これらが確認されることで、こどもの居場所が学習意欲を向上させることが明らかになり、教育格差解消にこどもの居場所が有効であると言える。

第2項 こどもの居場所の現状

こども家庭庁は現在こどもの居場所づくり推進に関して検討段階であり、本稿におけるこどもの居場所の定義は、令和5年3月の「こどもの居場所づくりに関する調査研究 報告書概要」を参照する。こどもの居場所とは、「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す」という理念に基づき作られるものであり、本稿のビジョンである「全てのこどもの将来の可能性が拓かれた社会の実現」に近いと言える。こども・若者の主体性を尊重し、本人が「居たい・行きたい・やってみたい」と感じることを重点に置き、現在居場所は様々な場所・形態・対象で点在している。図10が居場所の分類を示しており、図の下部に行くにつれてターゲットを絞った取り組みとなっている。

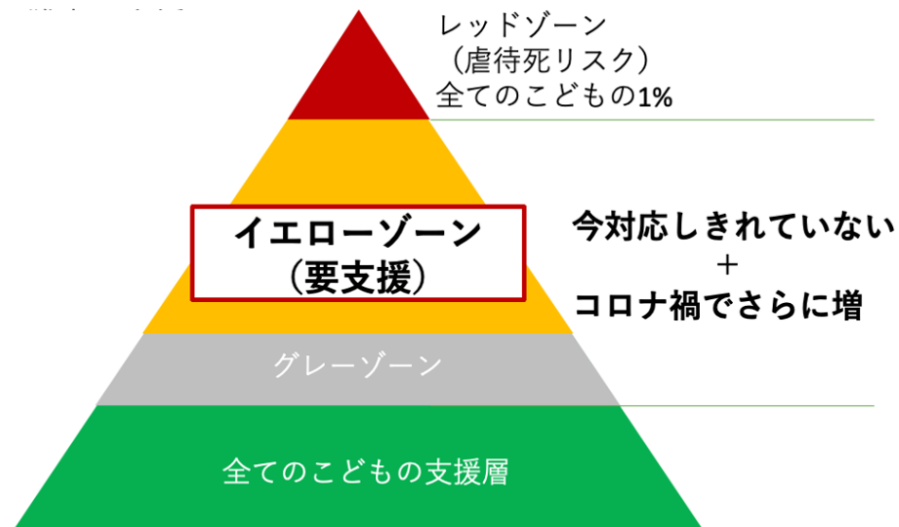
図10 こどもの居場所の分類



出典：こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書概要」より筆者作成

ここで、本稿で現状分析を行った相対的貧困層の家庭は、図 11 のイエローゾーンに属する。第 1 章第 1 節の通り、イエローゾーンのこどもを救済するための取り組みが不足する現状を踏まえ、こどもの居場所のうちイエローゾーンのこどもに向けたターゲット/ハイリスク(図 10)の取り組みに注目する。

図11 こどもの貧困度と支援



出典：NPO法人Learning for All 「『こどもたちの現状』

※大阪府立大学 山野則子教授「学校・家庭・地域の教育力を機能させる仕組み作り～学校プラットフォームの実現に向けて～を元に改変」より筆者作成

第3項 イエローゾーン(相対的貧困層)のこどもを対象とした居場所と効果

本項では、実際にイエローゾーンのこどもを対象とした活動事例へのヒアリングと、それで行われたアンケート結果をもとに、第1項で挙げた事項の検討を行う。本稿で扱う事例は、日本財団が実施する、利用者の半数以上がひとり親世帯となっている「こども第三の居場所」事業である。「貧困世帯のこどもの自立能力(非認知能力)を補完する」ことを目的にしており、私たちのビジョンと合致していると考え選択した。第三の居場所は、ひとり親世帯や親の共働きによる孤立、発達障害など、各々の置かれている状況により課題に直面しているこどもたちを対象に居場所をつくり、食事、学習習慣・生活習慣の定着、体験の機会を提供している。同時に、学校や地域、専門機関と連携し、「誰一人取り残されない地域子育てコミュニティ」のハブとしての機能を担っている。

第三の居場所の効果について、利用者へのアンケート結果が図12である²³。

²³ 日本財団「こども第三の居場所事業のアンケート調査分析報告書」参照

図12 第三の居場所の効果についてのアンケート

こどもの居場所づくりによる効果についての日本財団によるアンケート

- ・調査対象:開所1年以上経過している第三の居場所の半年以上通うこども
- ・調査期間:2021/12～2022/2

※以下が利用者への変化としてあげられ挙げられた項目の抜粋である。

- ・自身の余力が増えたと感じる保護者：7.5割以上
- ①こどもの居場所は、「親の精神的健康状態」を改善する。が確認された。
- ・落ち着いて友達と話せる：約5割
- ・つながりの状況が改善したこども：8割以上
- ・こどもとの関わりが増えた保護者：7割以上
- ・学校での出来事などの会話が aumentata 保護者：約6割
- ②こどもの居場所は、「親とこどもの会話の頻度」を増加させる。が確認された。
- ・学習習慣が改善したこども：7割以上
- ・読書時間が増えたこども：約5割
- ・勉強で分からない点を友だちや大人に聞けるよう変化：5割以上
- ③こどもの居場所は、「学習時間」、「読書時間」を増加させる。が確認された。
- ・将来の夢ややりたいことが思い浮かぶようになったこども：6割以上
- ・頑張れば結果につながると思うように変化したこども：6割以上
- ④こどもの居場所を通して、こどもは将来について考える機会を得られる。が確認された。

出典：日本財団「こども第三の居場所事業のアンケート調査分析報告書」より筆者作成

以上より、第1項で挙げた4つの検討事項が確認され、イエローゾーンのこどもを対象とした第三の居場所事業が分析Ⅰにより得られた学習意欲形成要因を向上させることが明らかとなった。この結果から、イエローゾーンのこどもを対象としたこどもの居場所は学習意欲を向上させると考えられる。そこで次節では、実際にイエローゾーンのこどもを対象としたこどもの居場所に取り組んでいる自治体へのヒアリングをもとに、居場所の運営・拡大における課題を定性的に明らかにする。

第 4 節 分析Ⅲ：自治体へのヒアリングを通じた定性分析

第 1 項 イエローゾーンのこどもを対象とした居場所に関する先行事例

こどもの居場所について詳しく分析するため、こどもの居場所先進自治体である豊中市、足立区、尾道市へヒアリングを行った。この節では、大阪府豊中市の事例に注目し、ヒアリングを通じた定性分析を行う。

豊中市では、本稿第 1 章第 2 項で述べた、支援が必要とされるイエローゾーンのこどもを対象として居場所づくりが行われており、2022 年度にそのモデル事業が行われた。この事業の目的は、支援対象のこどもに対する見守り体制を強化するための、市委託型のこどもの居場所の試行実施と公民協働による支援の仕組みの構築である。当事例のこどもの居場所での具体的な取り組み内容は、週 5 回開設する居場所拠点に在籍するこどもに、安心・自由に過ごせる場の提供、食事・社会文化体験活動の提供、相談対応、家庭訪問、家庭への情報提供などを行うことである。委託先は、市がかつてより繋がりを持つ NPO 法人である。また、豊中市では、イエローゾーンに絞らず、全てのこどもを対象に地域のボランティアや NPO が行うこども食堂や学習支援教室などの取り組みを集約している、「いこっと」という既存のこどもの居場所に関する事業が存在する。当モデル事業では、「いこっと」や近隣の学校との連携を通して、民間居場所との情報共有や居場所の利用推進が行われている。

当モデル事業の成果としては、対象のこどもの生活習慣の改善が見られたこと、相談対応の実施、保護者との関係構築の他、上記の連携の仕組みによる効果などがあげられる。以下では、当事業をはじめとする、主にイエローゾーンのこどもを対象とした居場所における課題を詳しく述べる。

第 2 項 居場所開設・運営にあたる現状と課題：補助金

こどもの居場所を開設し、運営するためには多額の資金が必要である。補助金に関する特に大きな課題として 2 つ挙げられる。

1 つ目は、中間支援団体への補助金が不足しているという点である。中間支援団体とは、行政と地域の上に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域における様々な団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことである。豊中市では、こどもの居場所ネットワーク事業の「いこっと」が中間支援団体の役割を果たしている。「いこっと」は主にこどもの居場所の立ち上げ支援・運営支援をはじめとしてネットワーク会議・地域別交流会・

サポーター派遣・寄付の受付・分配などを公民協働で推進している。国からの補助金として、こどもの居場所運営者に対する補助金は用意されているものの、それらをつなぐプラットフォームの役割を果たす中間支援団体への補助が不足しているということは問題である。

2つ目は、こどもの居場所開設・運営にあたり調査・検討費用に対する補助が不足しているという点である。自治体が居場所に関する事業を行うには、物件・人材・ターゲットに関する調査、関係機関との連携の試み、モデル事業の実施等を行う必要がある。実際、豊中市のモデル事業でかかった費用は約400万円である。事業開始に向けた調査・検討は居場所の維持や質向上のために必要不可欠であると言える。そうであるにもかかわらず、補助金が不足しているということは問題である。

第3項 居場所開設・運営にあたる現状と課題:人材

こどもの居場所づくりにおける課題として最も重大とされた課題は、重度の人材不足である。ヒアリングで特に不足していると述べられた人材は、①児童指導担当職員②児童指導専門職員である。厚生労働省による「児童育成支援拠点事業」において、①は配置が必須とされており、②は配置が望ましいとされている²⁴。①とは、児童福祉事業等の業務経験を持つ人材で、常駐職員であることが望ましいとされている。②とは、こどもや家庭を対象としたソーシャルワークの業務経験を持ち、十分なソーシャルワークスキルを持つ人材で、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持つことが望ましいとされている。

居場所の運営を民間団体に委託する際、実際にこどもや家庭とともに業務を行う上記①②のような人材を十分に有する団体が、豊中市、足立区、尾道市においてほとんど存在しない。これにより、支援を必要とするこどもや家庭へ手厚い支援を高頻度で行うことを目指す当事業においては、新たな居場所拠点を設けることが難しくなるという課題がある。先進自治体が直面するこのような問題は、規模の小さい市町村であるほどより顕著に現れると考えられる。

また、①②に当たる人材は同時に、業務を行う地域についての理解や、地域の人や組織との関りを持っていることが求められる。地域特有の学校・家庭の実情の理解に基づいた地域の教育事情の知識や、地域での人脈や情報収集に基づく既存のこどもの居場所・居場所となりうる場の提供者・居場所のニーズなどの知識を持つ人材が必要である。

これらのことから、それぞれの地域に①②の人材がいることが求められているが、これらの人材は全国的に不足しており、特に規模の小さい自治体での人材不足は深刻である。そのため、それぞれの地域で、こどもを対象とした福祉業務やソーシャルワークの能力を持つ人材の育成を行うことや、このような能力を習得することがキャリア選択の一環として行われやすくなるように能力のある人材と雇用を結び付けていくことが必要であると考えられる。

²⁴ 「令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究 報告書」を参照

第4項 居場所開設・運営にあたる現状と課題:連携体制

豊中市は、こども家庭庁から居場所づくりの先進事例としてヒアリングを受けた実績をもつような、こどもの居場所づくりにおける先進自治体である。先進自治体の立場から、こどもの居場所の全国的な発展と豊中市としての発展という視点で課題が2つ挙げられる。

1つ目は、こどもの居場所の取り組みに関して、地域格差が大きく、格差是正に対する取り組みが不足しているという点である。豊中市のある大阪府には居場所数を増加させ、取り組みを充実させている自治体もあれば、全く取り組みに手をつけられていない自治体もある。こどもの居場所における環境やニーズなどは地域によって異なるため、全国規模ではなく、より小さな規模での格差縮小への取り組みを行う必要性がある。

2つ目は、こどもの居場所の取り組みを先進的に推進する他の自治体との情報や意見交換の場が不足しているという点である。豊中市は、先進自治体という立場上、ノウハウを与えるのみで豊中市の取り組みをより良くするようなより進んだ情報や意見を得られる機会が少ない。

こどもの居場所の開設・運営に有効なノウハウを共有することは全国的な発展のために必要不可欠であり、そのような場を創出することは重要である。一方で、先進的な自治体もさらなる質の向上を目指した情報・意見交換の場が必要であると考えられる。

第5項 居場所開設・運営にあたる現状と課題:アウトリーチ²⁵

貧困状態や望ましくない家庭環境に置かれているなど、ニーズのあるこどもが居場所を利用することがこどもの居場所の目的達成には必須であるが、ニーズと居場所を結び適切な利用者を増やすようなアウトリーチにも、現在課題がある。豊中市では現在、近隣の学校教員や「いこっと²⁶」に登録している民間居場所と、モデル事業運営団体との間を市の職員が仲介して情報共有を行うことで、居場所を必要とするこどもの把握と彼らへの利用促進のアプローチを行っている。しかし、新たな居場所拠点が学校や地域の信頼を得るには、市職員を通じた丁寧な説明や居場所が十分な実績をあげる時間が必要である。そのためモデル事業では、職員が、学校や他民間居場所の1つ1つと情報交換を行うというアウトリーチを行っている。これには、多大な労力と時間を要するわりに、ニーズを持つこどもを不足なく摘出することの難しさ、他校区などの広範囲へのアプローチの難しさといった課題がある。

²⁵ 厚生労働省 相談支援員養成研修会〔後期〕「さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること」より引用

²⁶ 豊中市の中間支援団体が行う居場所ネットワーク事業

アウトリーチ先の中でも特に学校は、各地域のこどもとその家庭の大部分と繋がっており、こどもと過ごす時間が長いため、こどものニーズをくみ上げることに長けている。そのため、居場所が利用者へアウトリーチを行うために学校との連携をすることは重要であり、居場所と学校の連携体制にかかる課題の解決が必要である。

学校と居場所の連携における課題として、学校は、児童・生徒にこどもの居場所の利用促進を行う際に責任を伴うため、居場所との一層の信頼構築が必要となること、連携に当たり家庭の状況といった機密性の高い個人情報を扱うために情報共有に壁があること、業務増加に伴う学校の教員への負担が、既に多くを担う教員の現状にとって厳しいということが挙げられる。

第4章 政策提言

第1節 政策提言の方向性

第1項 政策提言の枠組み

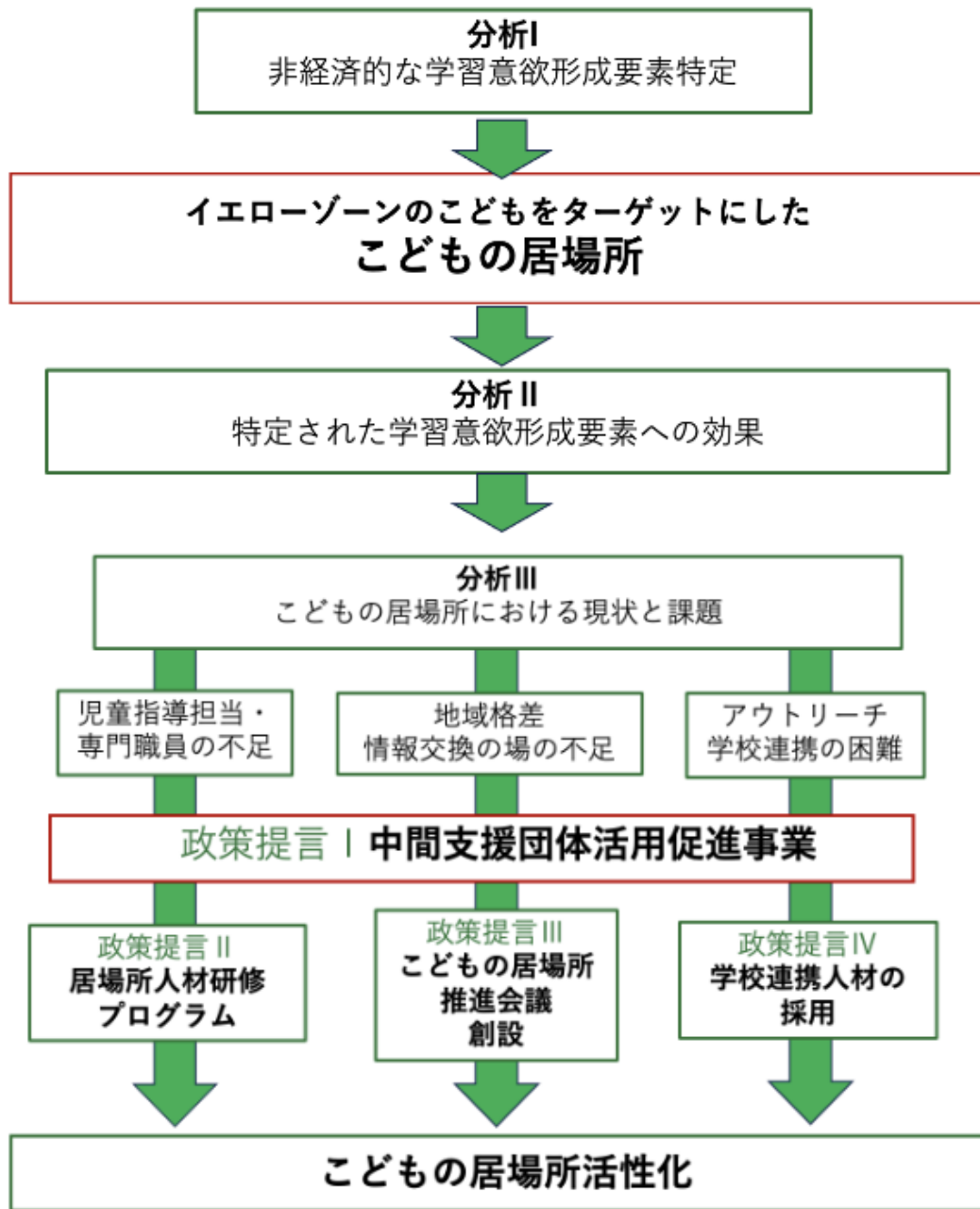
分析から提言に至る流れは、図13の通りである。

分析Ⅰでは、こどもの学習意欲を形成する要因を定量的に分析し、全ての世帯では、学習支援や読書習慣が、ひとり親世帯では、親の精神的健康、自身の悩みや進路について相談できること、友達と過ごすことが学習意欲の形成に繋がることが明らかになった。そして、これらの要素がこどもの居場所、特に現状分析や問題意識からイエローゾーンのこどもを主なターゲットにした居場所で育むことができるのではないかという、確認事項を設定した。

分析Ⅱでは、日本財団が運営する既存の「第三の居場所」について定性分析を行うことで、分析Ⅰで明らかになった学習意欲の形成要素がイエローゾーンのこどもをターゲットにしたこどもの居場所で育むことができると明らかになり、分析Ⅰを受けて設定した確認事項が立証された。

分析Ⅲでは、分析Ⅱを受けて、豊中市、足立区、尾道市へ、こどもの居場所の先行事例に関するヒアリングを通じた定性分析を行い、こどもの居場所づくりのモデル事業における詳細な取り組み内容と課題が明らかになった。

図13 分析と提言の繋がり



筆者作成

これらの分析結果を踏まえ、特に、分析Ⅲで明らかになった課題の解決を目指し、本稿では、こどもの居場所に関する中間支援団体に注目する。各自治体による中間支援団体の

活用を促し、その活用方法について、次のような政策提言を行う。こどもの居場所に必要な人材が不足している現状の改善を目指す。そして、地域格差を縮小させ、情報共有を活発にする。最後に、支援が必要なこどもたちに確実に支援が行き届くような環境の構築を目指す。

政策提言Ⅰ：中間支援団体活用促進事業

政策提言Ⅱ：居場所人材研修プログラム

政策提言Ⅲ：こどもの居場所推進会議創設

政策提言Ⅳ：学校連携人材の採用

第2節 政策提言

本節では、まず第1項で政策提言の中心となる中間支援団体について概要を述べた後、第2～5項で中間支援団体を活用して行う各種提言について述べる。

第1項 中間支援団体の概要

分析Ⅲより、こどもの居場所において、居場所のノウハウや地域について知識のある人材の不足、居場所拡張の予算の不足、自治体間の格差、利用者とのアウトリーチなどの課題が明らかになった。また、それぞれの課題の解決のためには、点在する各居場所が単体で取り組むのではなく、行政・学校・地域との連携体制が必要である。このことから、こどもの居場所に関するネットワークづくりが重要であると言える。

こどもの居場所に関して、行政と地域の間にとって、居場所にまつわる知識やニーズを把握し、各団体の活動や連携を支援する組織として中間支援団体がある。主な中間支援団体の役割として、こどもの居場所に関する問題解決に携わる人の裾野を拡げること、地域の問題を多くの人に発信し、当事者意識を持ってもらうこと、点在する活動団体を1つにまとめること、自治体や企業などとの窓口になること、寄付の窓口になることの5つが挙げられる²⁷。各こどもの居場所団体は当事者支援に手一杯であり、これらのことを各団体が独自で行うことは難しい。そして各団体が点在していることが企業や個人、行政からの支援・寄付の障壁になっている。そのため、中間支援団体がこどもの居場所に関するネットワークとしての役割を果たすことで、これらの課題を解消し、こどもの居場所の発展と活性化が可能となる。以上より、本稿では、国が自治体による中間支援団体の活用を促進することを目指す。

²⁷ 一般社団法人全国食支援活動協力会主催「居場所からはじめる地域共生社会実現に向けて 一食・学習・包括支援の実践より」を参照

こども家庭庁のこどもの居場所づくりに関する指針の概要に、こどもの居場所づくりにおける地方自治体や国の役割について明示されている²⁸。国の役割は、市町村や都道府県による量・質両面からのこどもの居場所づくりの推進を支援、全国レベルでの進捗把握や居場所づくりの好事例の発信などを通じた居場所の普及促進を行うこととされている。中間支援団体の活用を促進させる政策は、各自治体におけるこどもの居場所の推進に寄与するだけでなく、広範囲なネットワークが作られることで、国としての責務である全国レベルの普及促進をより円滑に質の高いものにしていくことに繋がる。

第2項 政策提言Ⅰ 中間支援団体活用促進事業

- ・提言対象

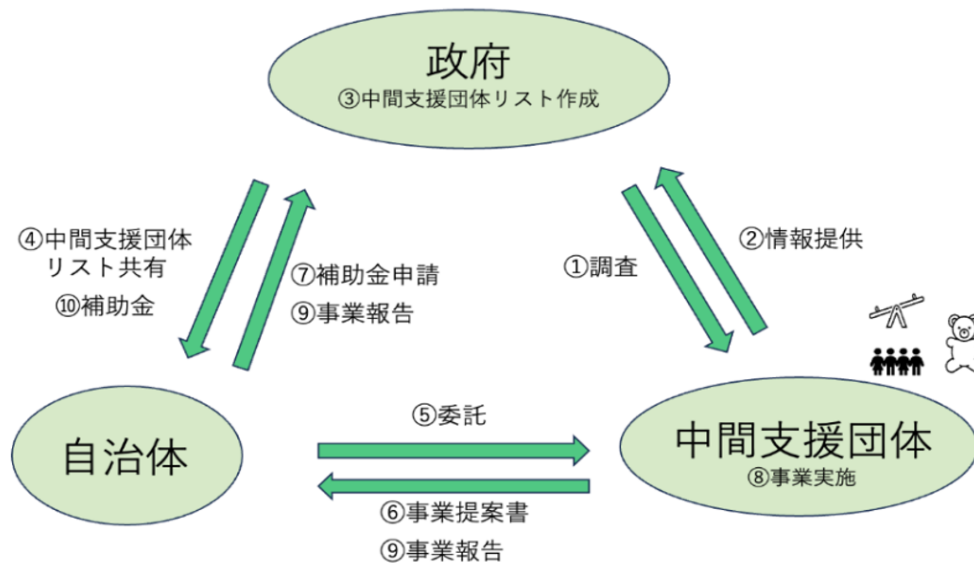
こども家庭庁

- ・内容

こどもの居場所の普及促進に際して自治体が中間支援団体を活用することに対して、国が政策として自治体を支援することを提言する。具体的なプロセスは以下の図14のとおりである。

²⁸ こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針(素案)概要版」を参照

図14 中間支援団体活用の仕組み



筆者作成

まず、各自治体が地域格差や情報格差を被ることのないよう、こども家庭庁が中間支援団体となりうる民間組織を調査し、民間組織は政府に対して情報提供を行う(①②)。調査内容をもとに、信頼できる民間組織を中間支援団体として取りまとめ、自治体に共有する(③④)。そのリストを参考に、自治体は1団体または複数の中間支援団体を決定し、委託する(⑤)。委託された団体は、本稿で提言する各事業(提言Ⅱ～Ⅳ)に関する事業提案書を作成し、自治体に提出する(⑥)。自治体は提案書をもとに、国に事業内容と該当事業の事業費を申請する(⑦)。その後、委託された中間支援団体は提案書に基づき、事業を実施する(⑧)。中間支援団体は自治体に対して事業報告を行い、それをもとに自治体は国に対して報告する(⑨)。国は報告内容の確認後、定められた補助率に基づく金額を自治体に給付する(⑩)。

本稿が各提言で述べる事業の規模(支出ベース)は、以下である。

- ・政策提言Ⅱ:現場で働く人材の確保に関して…490万円/年²⁹
- ・政策提言Ⅲ:居場所拡充に向けた自治体間の連携体制に関して…120万円/年³⁰
- ・政策提言Ⅳ:利用者へのアウトリーチに関して…314万円/年(1人当たり)³¹

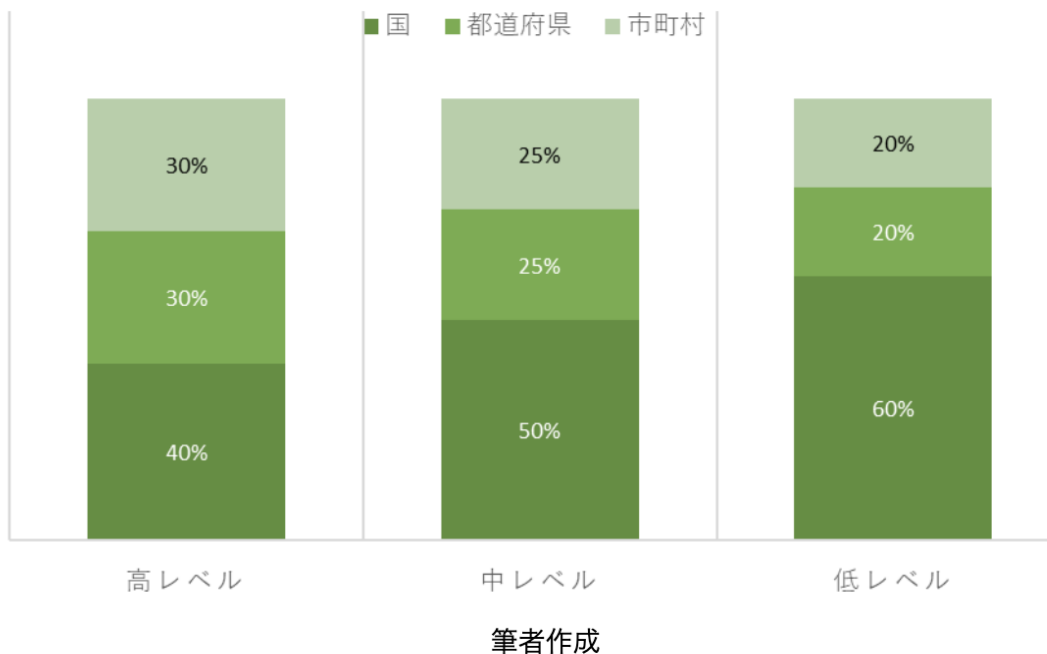
²⁹ 埼玉県共助社会づくり課「令和元年度予算見積調査 子どもの居場所づくり促進による貧困の連鎖解消事業(令和元年度～令和3年度)」より予算額を参照

³⁰ 内閣府「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査 豊中市 市町村ヒアリング項目」より、豊中市の地方版子ども・子育て会議運営の予算額を参照

³¹ Learning for All 子ども支援事業部 採用情報を参照

国が行う補助の補助率は、該当事業を行う自治体が属する都道府県のこどもの居場所の充足率に応じて、充足率が高いほど補助率が低くなるように設定する³²。傾斜のつけ方の根拠は、こどもの居場所づくりが比較的成熟している自治体は、既に中間支援団体を利用している、または自治体が自らこどもの居場所づくりにかかる費用を調達する余力がある、と考えられる一方で、居場所づくりに遅れを取っている自治体は、居場所づくりのノウハウや資金が乏しいと考えられ、中間支援団体の利用とそのきっかけが必要であると考えられるためだ。本稿では、居場所施策への取り組み度合いを都道府県ごとに、高レベル・中レベル・低レベルに分類し(市町村ごとでの取り組み度合いを図る指標がないため)、一例として、図 15 のように補助率を設定する。

図 15³³ 居場所充足度レベル別の補助率の傾斜



³² 本提言の補助金の傾斜は、自治体の居場所に関する事業への新規参入に有利に働くが、都道府県内の事業が成熟するほど国からの補助率が低くなる点で、自治体が居場所充足度を高める誘因が低くなることが考えられる。しかし、事業が成熟すると、政府による他の子育て支援に関する補助を利用するなどの資金集めの可能性が広がることが予想される。また、本提言の主な目的が取り組みのきっかけづくりであることも踏まえ、本提言では居場所に関する事業の導入を促進する補助金の分配を行うことにとどめる。

³³ 豊中市がこどもの居場所の運営に利用している「子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業」をはじめとする、政府によるこどもの居場所支援事業の補助率(国 1/2、都道府県 4/1、市町村 1/4)をもとに算出。

居場所の充足度を測る指標に関して、詳細な居場所の数や実施状況を把握することが難しいため、本稿では測定可能な指標として2つの例を示す。1つ目は、都道府県別のこどもの居場所施策の実施率であり、「県別実施率=県の市町村で施行されている居場所に関する施策数÷県内の市町村数³⁴」で算出している。2つ目は、こども食堂の充足率であり、「県別充足率=県内こども食堂のある小学校数÷県内の小学校数³⁵」で算出している。両指標において、図16、17で示すように、第三四分位数以上の実施率・充足率である都道府県を高レベル、第一四分位数以上第三四分位数未満の都道府県を中レベル、第一四分位数未満を低レベルとする。

図16 居場所施策実施率による区分

指標①居場所施策実施率【県名/都道府県実施率(%)】		
高レベル (第三四分位数以上)		
東京	121%	
大阪	88%	
岐阜	69%	
神奈川県	55%	
石川	53%	
滋賀	53%	
鳥取	53%	
大分	50%	
三重	45%	
千葉	44%	
岡山	44%	
兵庫	44%	
中レベル (第三四分位数未満～ 第一四分位数以上)		
埼玉	38%	
島根	37%	
香川	35%	
富山	33%	
栃木	32%	
山口	32%	
京都	31%	
広島	30%	
福岡	30%	
愛知	30%	
長野	27%	
静岡	26%	
茨城	25%	
愛媛	25%	
岩手	24%	
群馬	23%	
山梨	22%	
奈良	21%	
宮城	20%	
和歌山	20%	
福井	18%	
沖縄	17%	
秋田	16%	
宮崎	15%	
高知	15%	
低レベル (第一四分位数未満)		
長崎	14%	
北海道	14%	
福島	12%	
山形	11%	
熊本	11%	
新潟	10%	
佐賀	10%	
青森	5%	
鹿児島	5%	
徳島	4%	

出典：中日新聞「子の居場所づくり 自治体独自支援3.6倍 17年度比、取り組みに地域差」より筆者作成

³⁴ 中日新聞 「『子の居場所づくり』自治体独自支援3.6倍 17年度比、取り組みに地域差」(2023年9月15日)の文中を参考に一部算出
³⁵ 認定NPO法人全国こども食堂支援センター むずびえ「2022年度 こども食堂全国箇所数発表(2022年12月 速報値)」を参照

図17 こども食堂充足率による区分

指標②子ども食堂充足率【県名/子ども食堂充足率】		
高レベル (第三四分位数以上)		
沖縄	52.9%	
滋賀	47.7%	
鳥取	42.7%	
東京	40.7%	
奈良	33.5%	
兵庫	33.1%	
京都	31.7%	
香川	31.7%	
長野	31.2%	
大阪	29.7%	
山口	29.0%	
熊本	28.2%	
高知	25.6%	
中レベル (第三四分位数未満～ 第一四分位数以上)		
宮崎	24.9%	
宮城	23.9%	
神奈川	22.8%	
大分	22.7%	
福岡	22.1%	
愛媛	21.8%	
埼玉	21.1%	
群馬	20.9%	
千葉	19.5%	
佐賀	19.0%	
茨城	18.8%	
三重	18.5%	
新潟	18.4%	
静岡	18.2%	
広島	18.1%	
岐阜	18.1%	
北海道	18.0%	
愛知	17.7%	
福井	16.6%	
岩手	16.6%	
石川	16.4%	
徳島	16.3%	
山梨	16.3%	
低レベル (第一四分位数未満)		
福島	16.2%	
山形	15.5%	
青森	14.5%	
和歌山	13.9%	
栃木	13.5%	
富山	13.4%	
鹿児島	13.2%	
長崎	11.0%	
岡山	10.2%	
島根	10.2%	
秋田	9.4%	

出典：認定NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえ「2022年度こども食堂全国箇所数発表」より筆者作成

・提言を打ち出す理由

これまでの内容より、課題の解決のために中間団体が有益であるということがわかった。現在、十分なノウハウや人材を持ち中間支援団体として採用できる民間組織と繋がりを持つ自治体は少なく、地域によって自治体が委託できる団体の候補の幅に差があるため、国が候補となる団体を提示することや中間支援団体の利用を容易にする補助が必要である。しかし、各自治体の財政状況を鑑みると、中間支援団体に居場所づくりを委託するのに十分な財源があるとは考えにくく、また、こどもの居場所に関わる国の事業には、中間支援団体による活動を支援・推進する方針が存在しない。

・期待される効果

中間支援団体を通じて、専門的な知識やノウハウを活かし、その地域により効果的な施策を展開することが期待される。さらに、中間支援団体が持つネットワークにより、連携や支援がよりスムーズに行えるようになることが期待される。また、補助率に傾斜を設けることで、取り組み度合いの低い自治体にとって取り組み開始のきっかけとなることが期待される。

・実現可能性

こどもの教育格差解消を達成するためのこどもの居場所に対する施策は、その効果が財政面ですぐに明らかに現れるものではない。しかし、こどもの教育格差の解消は、第 1 章第 1 節第 4 項より、財政の損失を縮小することに繋がること明らかにされている。

事業規模と前述の政府負担割合、各県の自治体数から政府の年間支出を概算すると、提言Ⅱが約 42.6 億円、提言Ⅲが約 10.4 億円、提言Ⅳが約 80 億円で合計約 133 億円である。出生から成人まで居場所提供を行うことを想定すると、12 年間で合計約 1600 億円の支出となる。この算出額は両指標例においておおむね一致した。第 1 章第 1 節第 4 項より、貧困世帯の 0～15 歳のこどもの支援を行わない場合生涯損失は歳入で見ると 15.9 兆円となっており、本稿の提言は将来の損失額の 1%にあたる支出で実現できる。以上から、現状より想定されている将来の損失が本提言の最大支出よりも大きくなり、未来への投資という観点でも実現可能性はあると考えられる。

また、以上で示した支出概要より、本提言の補助を基盤とする提言Ⅱ～Ⅳにおいて、支出面の実現可能性は担保され则认为る。

第 3 項 政策提言Ⅱ こどもの居場所人材育成プログラム

・提言対象

こども家庭庁、都道府県及び市町村

・提言を打ち出す理由

分析Ⅲより、こどもの居場所で実際にこどもや家庭に接する職員(児童指導担当職員)、特に児童福祉事業の職務経験やこどもに対するソーシャルワークの専門スキルを持つ職員(児童指導専門職員)を確保することが必須であることが明らかになった。また、それらの職員が地域の実情に精通していることも求められるとわかった。

以上のような人材が不足している現状から 2 つの方向性が考えられる。資格要件・採用要件の緩和と適合人材の育成である。資格要件を緩和したとしても、居場所を運営する上でこどもに対するソーシャルワークスキルは必要であり、人材研修は必須であると言える。一方で、こども家庭庁はこどもの居場所に関して検討段階であること、細かな地域の状況を把握することが困難であることから、国が主体となり地域に精通したソーシャルワーカーを育成することは難しいと考えられる。

そのため、各地域でこどもの居場所の支援を行い、本事業に関するノウハウを蓄積している中間支援団体が主体となり人材育成を行うことが必要であると言える。

・内容

本提言では、中間支援団体が「①居場所を運営するために必要な児童指導担当職員」「②こどもと家庭に対するソーシャルワークの知識を持つ児童指導専門職員」に求められる能力の研修、こどもの居場所への人材派遣を行う。

図18 政策提言Ⅱの概要

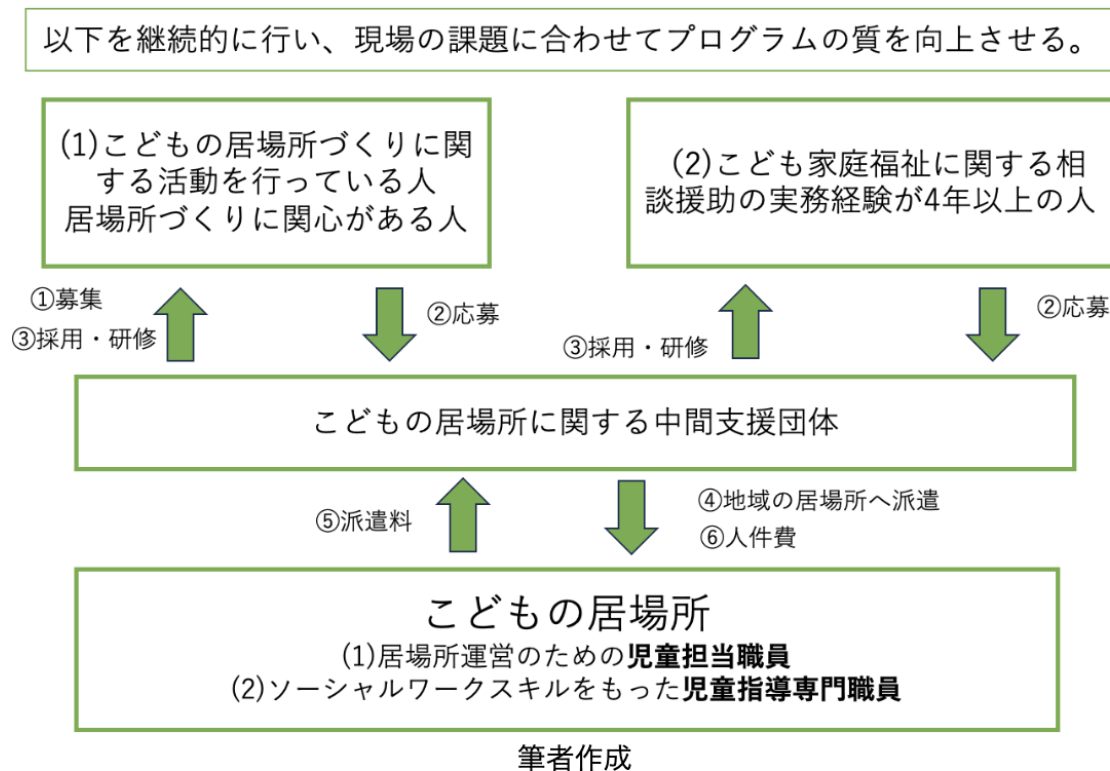


図 18 をもとに提言の流れを述べる。まず、中間支援団体が以下を対象に募集をかける(①)。

(1) こどもの居場所づくりに関連する活動を行っている人、こどもの居場所づくりに関心がある人(大学生から地域の高齢者まで広く想定している)

(2) 図 19 に該当するこども家庭福祉に関する知識・技術を用いた相談援助の実務経験が 4 年以上である人

応募者(②)を中間支援団体が採用し、図 20 のような研修を行う(③)。研修修了者を地域の居場所へ派遣し(④)、こどもの居場所は中間支援団体へ派遣料を支払う(⑤)。人材への給料は中間支援団体が支払う(⑥)。

図 19 実務経験例

こども又はその家庭に対する支援を行っている旨の証明をせずとも、実務経験として認められるもの ³⁶	児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業を行う施設、障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、教育機関、児童自立生活援助事業を行っている施設、子育て短期支援事業を行っている施設、児童家庭支援センター、こども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、その他都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署 ³⁶
こども又はその家庭に対する支援を行っている旨の証明をした場合に、実務経験として認められるもの ³⁶	保健所、病院及び診療所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、福祉に関する事務所、婦人相談所、婦人保護施設、知的障害者更生相談所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、母子・父子福祉センター、介護保険施設、指定介護療養型医療施設、地域包括支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業を行う施設、特定相談支援事業を行う施設、授産施設、宿所提供施設、老人ホーム、刑事施設、少年院、少年鑑別所、更生保護施設、保護観察所、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っていた施設、地域若者サポートステーション、こども・若者総合相談センター ³⁶

出典：厚生労働省「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 とりまとめ案 令和5年2月8日」より筆者作成

図 20³⁶ 研修プログラム例

①児童指導担当職員研修プログラム(例) ・こどもの貧困問題/こどもの居場所の必要性/学習支援の現状と課題に関する理解を深める。 ・地域の教育現場の見学/地域のこどもの居場所の見学と実習 ・各種助成金の仕組み、居場所運営の関連法、地域ネットワーク形成についての学習 ・こども家庭庁の指針とこどもの権利への理解を深める。 など
②児童指導専門職員研修プログラム(例) ・こども家庭をとりまく環境と支援、精神保健の課題と支援、行政の役割と法制度についての理解向上 ・こどもの身体的/心理的発達、心理的支援、母子保健と小児医療に関する講義と実習 ・ソーシャルワーク研修(多様なニーズを持つ家庭への対応、安全確保、組織の運営、地域連携) ・地域のこどもの居場所での見学・実習/教育機関の見学 などのプログラムを行い、こどもに対するソーシャルワークスキルを身につけた専門人材を育成する。 など

※内容は、各地域の中間支援団体が地域の実情に合わせた形で構成する。

筆者作成

³⁶ プログラム①は「一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク」、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会」が行っている人材育成プログラムを参考に、プログラム②は「こども家庭ソーシャルワーカー」取得における実務経験者向けの研修を参考にした。

- ・期待される効果

①を通して、基本的な児童福祉事業に従事できるスキルをもった人材の育成、②を通して、こどもを対象にしたソーシャルワークスキルと地域に関する知識を持った専門人材の育成が促進される。また継続的にプログラムを実施し、居場所人材が増加すると、こども 1 人あたりの支援の質の向上、職員 1 人あたりの負担軽減、実際の取り組みから発覚したニーズに合わせたプログラムの充実が期待される。

青森県で 2019 年 11 月 13 日～2020 年 2 月 10 日に行われた 6 日間のプログラムを修了した 60 人の参加者は、その後こどもの居場所業務に従事していることから、人材育成・居場所普及効果は十分に考えられる。

- ・実現可能性

①に関しては、実際に「一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク」や「青森県社会福祉協議会」といった中間支援団体による実施実績があることから、中間支援団体が居場所人材を育成することは可能であると言える。

また、②に関して本提言は現在厚生労働省が検討中の「こども家庭ソーシャルワーカー」の枠組みに乗っ取っているため、一定の実現可能性が考えられる。検討概要では、研修を民間の職能団体などが実施するとなっているが、こどもの居場所についてノウハウを持っている中間支援団体は研修を実施する組織として適合していると言える。

また提言Ⅰによりプログラム実施金や賃金に関しても補助金で賄える仕組みづくりを行うため、予算面の実現可能性も担保されている。

第 4 項 政策提言Ⅲ こどもの居場所推進会議創設

- ・提言対象

こども家庭庁、都道府県及び市町村

- ・提言を打ち出す理由

図 21³⁷ 居場所づくりにおける格差

各都道府県のこどもの貧困率と
居場所づくりへの支援施策実施率(%)

(施策数/自治体数)
※実施率の降順

	貧困率	実施率
東京	10.3	121
大阪	21.8	88
岐阜	9.4	69
神奈川	11.2	55
石川	10	53
滋賀	8.6	53
鳥取	14.5	53
大分	13.8	50
三重	9.5	45
岡山	15.7	44
~~~~~		
北海道	19.7	14
長崎	16.5	14
福島	11.6	12
山形	12	11
熊本	17.2	11
佐賀	11.3	10
新潟	12	10
青森	17.6	5
鹿児島	20.6	5
徳島	12.4	4

福島県内のこどもの  
居場所設置箇所

市町村	人口	居場所箇所数
いわき	332,931	3
郡山	327,692	17
会津若松	117,376	8
須賀川	74,992	4
白河	61,913	4
伊達	58,240	4
二本松	53,557	3
田村	35,169	1
本宮	30,236	3
西郷	20,808	2
棚倉	13,343	1
鏡石	12,318	1
桑折	11,459	1
国見	8,639	1
飯舘	1,318	1

筆者作成

分析Ⅲから、取り組みに地域格差が見られることがわかった。実際に、各都道府県において、こどもの貧困率に大きな差は見られないにもかかわらず、図 21 のようにこどもの居場所の取り組みに大きな差があることがわかる。さらに、県内でも格差は見られる。例えば、図からわかるように、福島県では、各市町村の人口規模を考慮しても市町村あたりの居場所の数には差がある。取り組みに差が生じる原因としては、人材の確保や資金面の問題などが挙げられる³⁸。地域格差縮小のためには、資金や人材の確保は重要だ。政策提言ⅠⅡにより、両者を確保する。また、分析Ⅲから、これらを効果的に利用するノウハウを獲得することが、こどもの居場所の開設・発展させるために必要だと明らかになった。地域によって環境やニーズが大きく異なるため、地域ごとにノウハウも異なる。つまり、居

³⁷ 毎日新聞(2016年6月28日)「20年で倍 39都道府県で10%以上」より貧困率を参照

福島民友新聞(2021年11月21日)「子どもの「居場所」設置に地域差 いわきや相双伸びず」より居場所の箇所数を参照

福島県市町村要覧(2023)「国勢調査人口の推移」より人口を参照

全国町村会(2023年1月1日)「都道府県別市町村数」より自治体数を参照

³⁸ こどもの居場所づくりに関する調査研究「第4回検討委員会 考察(案)(居場所の現状と課題、及び提言)」を参照

場所数を増加させ、地域格差を縮小するためには、居場所に関するノウハウを地域ごとに共有できる場が必要である。

さらに、分析Ⅲから、より発展した別の自治体の情報を知る機会も必要であることがわかった。

以上より、地区ごとの情報共有・全国的な情報交換の場の両方が、こどもの居場所の地域格差を縮小させ、発展させることに有効であると考えられる。

#### ・提言内容

各自治体・都道府県におけるこどもの居場所に関する取り組み格差をなくし、全国的なこどもの居場所の増加・発展のために、こどもの居場所推進会議の創設を提言する。会議は、年2回の全国会議と隔月1回の地区会議を設定する。全国会議の主催者はこども家庭庁であり、地区会議は中間支援団体と自治体の共同開催とする。全国会議の主な目的は、こどもの居場所に関する取り組みの質を向上させることだ。会議内で先進事例を取り上げ、こどもの発達やアウトリーチに効果がある取り組みなどを周知させ、意見交換を行う。一方で、地区会議では、地区ごとの取り組みの底上げを主な目的とし、地区内で課題の共有・意見交換を行い、地域に根ざした解決案を考える機会を確保する。

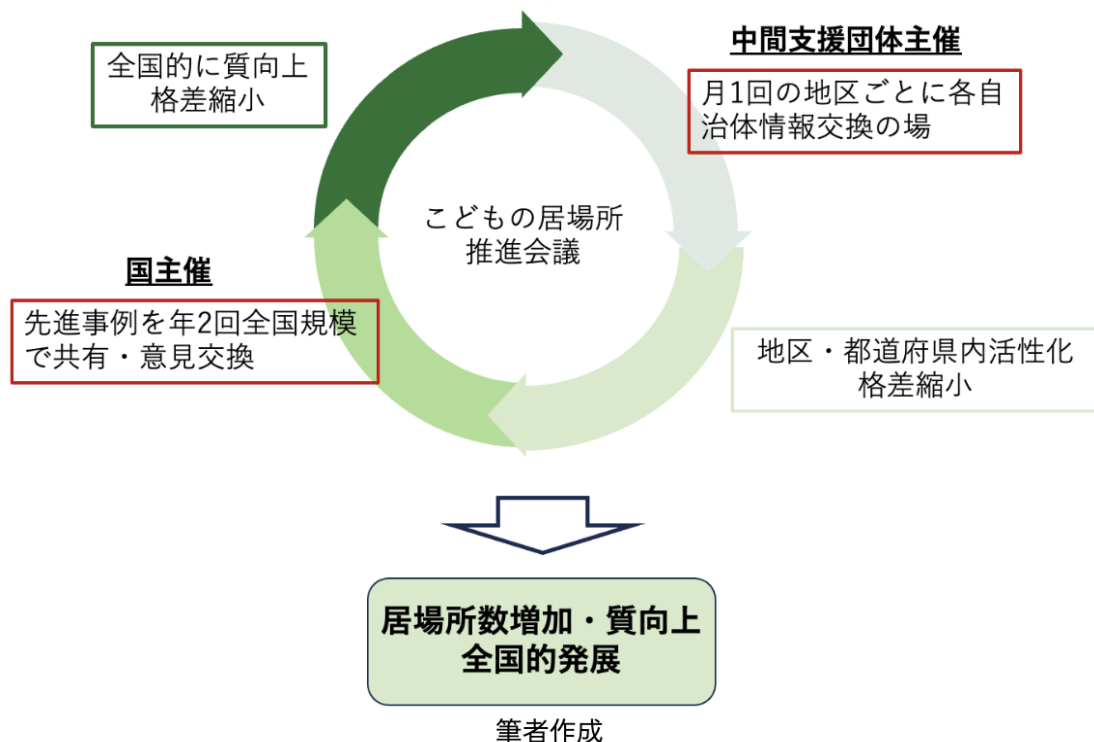
#### ・期待される効果

地区ごとの隔月の会議では、共通の地域的属性を持つ、居場所に関して先進的な自治体とそうでない自治体との間のコミュニケーションや支援を創出する。それにより、地区全体の居場所の活性化・格差縮小が期待される。中間支援団体が主催することで、地域に根ざした専門的知識やノウハウの共有、寄付の集金や分配、自治体以外の有識者や賛同者を含むネットワークの構築など、新たな機会の創出が期待される。会議の参加に関しては、中間支援団体が、繋がりを持つ居場所へ一括して呼びかけを行うため、多くの居場所の参加を見込むことができる。加えて、豊中市では、市職員に限られた繋がりを頼りに各居場所に電話をして会議開催の周知を行うという事例が存在したが、その労力やコストを、中間支援団体による一括運営により削減できる。

また、全国会議により、こどもの居場所の先進事例やノウハウを共有し、意見交換することで、各自治体の居場所の質向上・都道府県間の取り組み格差縮小が期待できる。

このサイクルを回すことにより、質の高い居場所の増加・発展が実現すると考えられる(図22)。

図22 政策提言Ⅲ概要



#### ・実現可能性

こどもの居場所に関する全国的な会議については、先行事例として国に設置されたこども・子育て会議³⁹がある。有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みだ。また、地区ごとの会議については、地方版子ども・子育て会議⁴⁰が先行事例として存在する。これは、市町村や都道府県のこども・子育て支援施策に関する計画に、地域の実情や子育て当事者の意見を反映させるうえで重要な役割を果たすものである。また、中間支援団体は、各活動団体や有識者との関係をはじめとする地域ネットワークが強いため、このような会議を開催することは可能であると考えられる。

以上より、実際に国によってこどもや子育てに関する全国規模の会議が開催され、地域ごとの会議の開催が推奨されていることや、中間支援団体のネットワークの強さを考慮すると、こどもの居場所に限った全国会議と地区会議を中間支援団体と自治体で開催することの実現可能性は高いと考える。

また、提言Ⅰの補助金の仕組みにより、支出面の実現可能性は担保されると考える。

³⁹ 内閣府「子ども・子育て会議」を参照

⁴⁰ 内閣府「地方版子ども・子育て会議について」を参照

## 第5項 政策提言Ⅳ 学校連携人材の採用

### ・提言対象

こども家庭庁、都道府県及び市町村

### ・提言を打ち出す理由

分析Ⅲより、こどもの居場所と居場所が必要なこどもを繋ぐためには、特に地域のこども個人の現状を把握していると考えられる学校へのアウトリーチが必要だと明らかになった。また、居場所と学校の効果的な情報共有のためには、両者の強い信頼関係が必要であり、関係性の1つ1つを職員が地道に行うことには多大な時間と労力を要することから、居場所と学校がそれぞれの地域ごとに効率的に関係性を構築できる仕組みが必要である。

学校との連携の仕組みづくりにおいて、中間支援団体の活用は有効であると考えられる。中間支援団体はそれぞれの地域の居場所についての情報が集積していること、居場所と学校の双方へアプローチができること、中間支援団体を介して情報交換のきっかけを作ることによって学校は信頼して居場所との関係構築ができることなどが考えられるためだ。このような中間支援団体の特徴を活かすために、中間支援団体は、学校をはじめとする地域に人脈を持ち実情を理解した職員を、継続的に雇用する必要がある。学校からニーズを汲み取り、それを適切に居場所と結び付けるためには、長期的に同じポストに属し、学校から積極的な情報発信を得られるような信頼感や地域への深い理解を持つ職員が必要だからである。このような職員が、それぞれの自治体が委託する段階で中間支援団体に含まれているということは考えにくいいため、意識的にそのような人材を確保する必要がある。

### ・内容

現状、居場所や行政による学校へのアウトリーチや連携促進のアプローチがかけられているが、提言では、中間支援団体を介して、学校と居場所拠点の連携を図ることを目指す。

中間支援団体がこれを実現するために、退職教員・校長を居場所コーディネーターとして採用することを提言する。採用にあたっての詳細は図23の通りである。連携の全体像は図24の通りである。

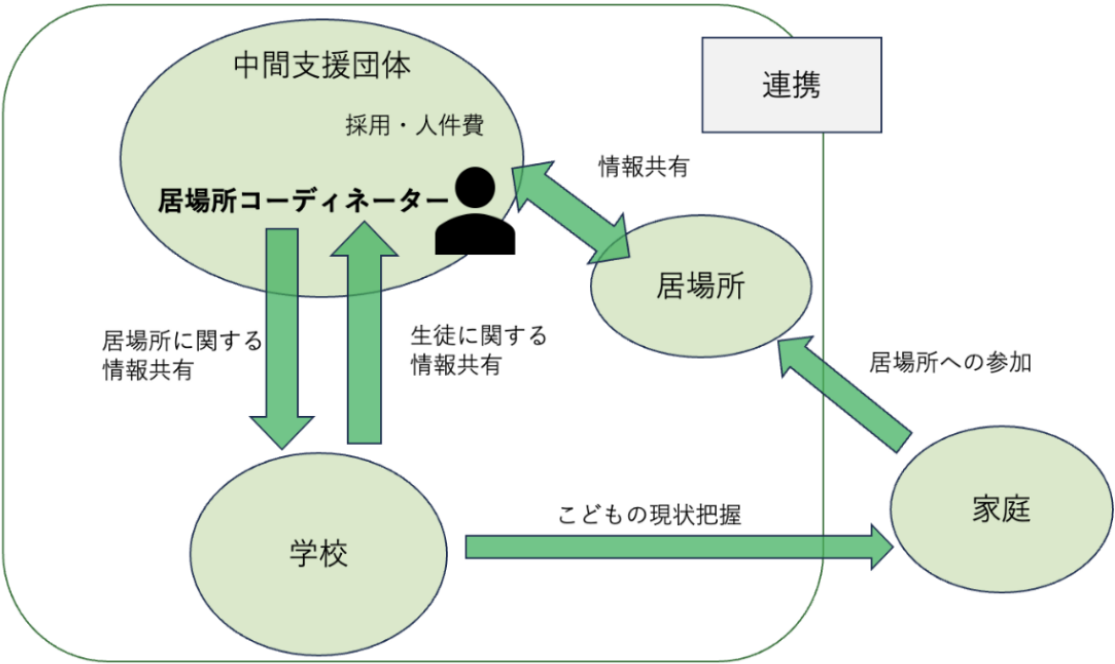
図23 居場所コーディネーターの採用について

採用形態	人数：各校区に1人を理想とするが、居場所の需要や人材の供給可能量などの各自治体の実情に合わせて設定
採用される者の資格	採用する中間支援団体が統括する地域で教員・校長の業務を6年以上行った者で、中間支援団体が行う面接の選考を通過した者(定年退職か離職かは問わない)
業務内容	・学校へ居場所に関する情報周知    ・ニーズを持つ子どもについて学校からの情報収集    ・ニーズを持つ子どもと居場所のマッチング    ・学校からの要望に基づく居場所の改善 など

筆者作成

図24 政策提言Ⅳの概要

退職教員を居場所コーディネーターとして採用→学校連携へ



筆者作成

- ・期待される効果

本提言により、学校関係の人脈を有し地域の実情をよく知る退職教員が、中間支援団体に所属する居場所コーディネーターとして学校連携を図ることで、学校と各居場所の新たに信頼関係を構築する手間が省かれ、効率的で体系的な学校連携が可能となる。それにより、中間支援団体はそれぞれの学校の真のニーズを迅速に受け取る可能性が高くなり、地域のこどもと居場所を適切に過不足なくマッチングすることが可能となる。

- ・実現可能性

第一に、本提言は、こどもの居場所の中間支援団体⁴¹がアドバイザーとして退職校長を採用し、小中学校へのアウトリーチを行っているという広島県尾道市の事例を参考にした。筆者は、尾道市でこの施策により学校との連携がスムーズに行えているというヒアリングを得た。第二に、岡山県で、学校・地域・家庭が連携して子育てを行う目的で、県内の小中高・特別支援学校の教員の業務分担に「地域連絡担当」が位置付けられ、学校の地域への窓口を明確化した事例がある。地域担当連絡職員は県の研修で資質能力の向上が図られ、取り組み成果としては、保護者のニーズを踏まえ公民館での学習支援が開始される、放課後や週末の学校教育支援が充実する、といったものだ⁴²。第三に、行政の雇用には一般的に部署間の移動があるため、民間の中間支援団体がこのような人材を雇用することには、継続的に業務に従事するという点で実現可能性があると考ええる。

このように、中間支援団体が退職教員を採用する事例、学校教員が地域や家庭と連携してニーズを汲み取る事例、地域人材を中間支援団体が雇用することの現実性、そして提言Ⅰにより支出面の実現可能性は担保され则认为るから、本提言の実現可能性は高いと考える。

### 第3節 政策提言のまとめ

政策提言Ⅰにより、専門的な知識やノウハウ、強い地域ネットワークを持つ中間支援団体の活用が促進され、政策提言Ⅱ～Ⅳで支援の使い道を指定することで居場所に関わる課題の効果的な解決に繋がる。

政策提言Ⅱにより、研修によって、不足している児童担当職員・児童指導専門職員の育成が可能になるため、人材不足解消が期待できる。

政策提言Ⅲにより、地区ごとに会議を開催することで、各自治体間での情報共有を可能にし、取り組み度合いのレベルを底上げすることで地区内の格差縮小が可能となる。さらに、全国規模の会議で先進事例の共有や意見交換を行うことで、取り組みの質向上や都道府県間の格差縮小に繋がる。

政策提言Ⅳにより、退職教員を居場所コーディネーターとして採用し、学校・居場所・自治体の連携を強化することによって情報共有を円滑に行い、支援が必要なこどもに適切な支援を行いやすい環境をつくる。

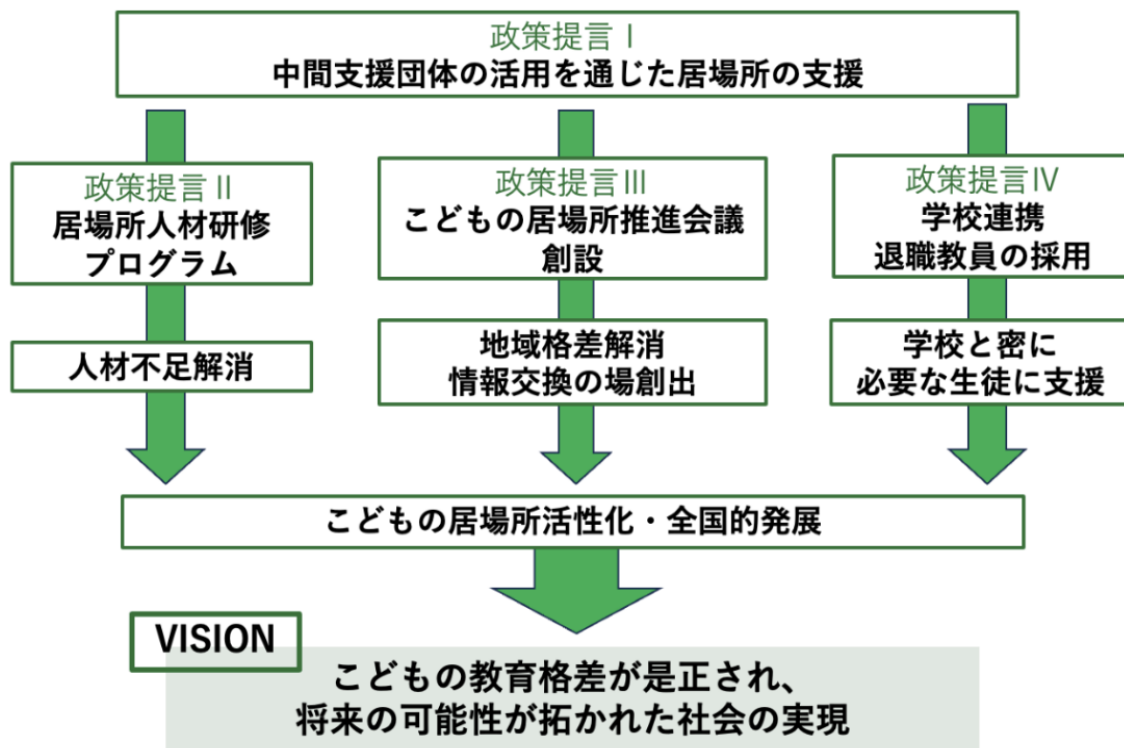
これらの提言より、こどもの居場所の課題である、資金不足・人材不足・地域格差・連携不足を解決し、こどもの居場所の活性化、全国的な発展に繋がることが期待される。そして、本稿のビジョンである「こどもの教育格差が是正され、将来の可能性が拓かれた社

⁴¹ 尾道市社会福祉協議会

⁴² 文部科学省 「地域との連携を担う教職員について」を参照

会の実現」が達成される(図 25)。

図 2 5 政策提言のまとめ



筆者作成

## 第5章 今後の展望(終わりに)

本稿では、非経済的な観点から、こどもの学習意欲促進要素に注目し、「こどもの教育格差が是正され、将来の可能性が拓かれた社会の実現」をビジョンとして研究を行った。現状分析において、こどもの教育格差は連鎖し、特に相対的貧困世帯やひとり親世帯が多く存在するイエローゾーンと定義される層に対する支援が足りていないこと、学習意欲形成にはこどもの環境や非認知能力の形成が重要であることがわかった。分析では、非経済的な学習意欲形成要素を明らかにした。また、それらの要素がこどもの居場所において育まれることも確かめ、イエローゾーンに分類されるこどもをターゲットにしたこどもの居場所において、資金・人材・地域格差・アウトリーチの面でそれぞれ課題があることがわかった。そして、これら4つの課題に対して中間支援組織・調査検討段階に対する補助金支給、人材研修プログラム、こどもの居場所推進会議、学校連携を提言した。

一方で、本稿の課題と限界は以下3点であると考える。

- ①相対的貧困家庭のみを対象とした大規模なデータがなく、ひとり親家庭を対象とした分析で代替した点
- ②先進事例・自治体へのヒアリングをもとに提言を考えたため、現在実施できていない自治体を持つ課題を捉えられていない点
- ③市町村ごとのこどもの居場所への取り組みを見る指標が発見出来ず、市町村にあった補助金傾斜システムの作成ができなかった点

これらを今後の研究課題と捉え、現在居場所づくりに前向きでない自治体へのヒアリングに基づく課題特定と、市町村ごとの取り組み状況を反映した傾斜システムの作成を通して、取り組み格差の是正・取り組みの普及促進につなげることを、今後の研究の展望とする。

本稿の執筆にあたり、こども家庭庁や地方公共団体のこどもの居場所関連部署の方々に聞き取り調査の面で多大なご協力をいただいた。ここに感謝の意を表する。

最後に、我々の研究が全国のこどもの教育格差解消に繋がり、全てのこどもの将来が拓かれた社会の実現を願って、本稿の締めとする。

# 先行研究・参考文献

## 主要参考文献

- ・岡部 悟志(2008)『家庭環境と能力形成の過程』社会学評論 59 巻 3 号 P514～P531  
[〈https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/59/3/59_3_514/_pdf〉](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/59/3/59_3_514/_pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・西牧 たかね(2019)「『勉強』に心を閉ざすこどもたち—学習支援以前の課題を考える」基礎教育保障学研究 第 3 号 <実践報告>  
[〈https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasbel/3/0/3_36/_pdf/-char/ja〉](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasbel/3/0/3_36/_pdf/-char/ja)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・福津 虎之介(2020)『小中学生における学習意欲形成の要因』政治学研究 63 号  
[〈https://keiolaw.org/wp/wp-content/uploads/2020/07/p335_福津虎ノ介.pdf〉](https://keiolaw.org/wp/wp-content/uploads/2020/07/p335_福津虎ノ介.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)

## 参考文献

- ・青森県「こどもの居場所づくりコーディネーター養成講座修了者名簿」  
[〈https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/files/ibasho_coordinator_meibo.pdf〉](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/files/ibasho_coordinator_meibo.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・青森県社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 「青森県こどもの居場所づくりコーディネーター養成講座」  
[〈https://aosyakyu.or.jp/wordpress/wpcontent/uploads/d37c041e8fabd874df266ae105479485-1.pdf〉](https://aosyakyu.or.jp/wordpress/wpcontent/uploads/d37c041e8fabd874df266ae105479485-1.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・阿部 彩(2008)『こどもの貧困 —日本の不公平を考える』岩波書店
- ・一般社団法人全国食支援活動協力会主催「居場所からはじめる地域共生社会実現に向けて —食・学習・包括支援の実践より—」  
[〈https://www.cso-portal.net/contributionfiles/1674436601pdf〉](https://www.cso-portal.net/contributionfiles/1674436601pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・加藤 彰彦(2016)『貧困児童 こどもの貧困からの脱却』株式会社創英社/三省堂書店
- ・ぎふ学習支援ネットワーク 「2023 年度岐阜県子どもの居場所を支える人材育成研修」  
[〈https://gifugakushusen.globa.com/〉](https://gifugakushusen.globa.com/)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・公益社団法人 Chance for Children(2023)「子供の『体験格差』実態調査最終報告書」  
[〈https://cfc.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/cfc_taiken_report2307.pdf〉](https://cfc.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/cfc_taiken_report2307.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・公共財団法人日本財団(2017)「家庭の経済格差とこどもの認知・非認知能力格差の関係分析」  
[〈https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/wha_pro_end_06.pdf〉](https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/wha_pro_end_06.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)

- ・ 公共財団法人日本財団(2022)「こども第三の居場所事業のアンケート調査分析報告書」  
<[https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/04/wha_pro_chi_26.pdf](https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/04/wha_pro_chi_26.pdf)>  
(最終閲覧日 2023/11/10)
- ・ 公共財団法人日本財団 子供の貧困対策チーム(2016)『徹底調査 子供の貧困が日本を減ぼす 社会的損失 40 兆円の衝撃』文春新書
- ・ 厚生労働省「子供の貧困対策に関する大綱」令和元年 11 月  
<<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・ 厚生労働省 第 53 回社会保障審議会児童部会「こども家庭福祉の認定資格検討概要」  
2023 年 3 月 14 日  
<<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071894.pdf>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・ 厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査の結果の訂正について」  
<[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20_21_r021222_houdou.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20_21_r021222_houdou.pdf)>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・ 厚生労働省 2014 年自立相談支援事業従事者養成研修 講義資料「アウトリーチ」  
<[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/soudan_4_kougi-siryo_4.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/soudan_4_kougi-siryo_4.pdf)>(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・ 厚生労働省(2022)「子供の貧困への対応について」  
<<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/000974950.pdf>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・ 厚生労働省『2022(令和 4)年国民生活基礎調査の概況』各世帯員の所得等の状況』  
<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・ 厚生労働省「『平成 30 年度若年者雇用実態調査の概況』これまでの就業状況」  
<[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/4-21c-jyakunenkyou-h30_08.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/4-21c-jyakunenkyou-h30_08.pdf)>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・ 厚生労働省「令和 3 年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」  
<<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/001027754.pdf>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・ 厚生労働省「令和 4 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究 報告書」  
<[https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/column/opinion/detail/202304_mhlw_kodomo_report1.pdf](https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/column/opinion/detail/202304_mhlw_kodomo_report1.pdf)>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・ こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書概要 令和 5 年 3 月」  
<[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/816b811a-0bb4-4d2a-a3b4-783445c6cca3/16146b18/20230401-policies-ibasho-2.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/816b811a-0bb4-4d2a-a3b4-783445c6cca3/16146b18/20230401-policies-ibasho-2.pdf)>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・ こども家庭庁「2023 こどもの居場所づくりに関する指針(素案)概要版」  
<<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000260571>>

- (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 とりまとめ案  
[〈https://www.mhlw.go.jp/content/001057324.pdf〉](https://www.mhlw.go.jp/content/001057324.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・こどもの居場所づくりに関する調査研究「第 4 回検討委員会(2023/1/23)考察(案)  
 (居場所の現状と課題、及び提言)」  
[〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ibasho_iinkai/dai4/siryou2-3.pdf〉](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ibasho_iinkai/dai4/siryou2-3.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・子供の貧困対策に関する有識者会議(2023)「子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見」  
[〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_yushiki/dai7/siryou1-1.pdf〉](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_yushiki/dai7/siryou1-1.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・埼玉県共助社会づくり課 「令和元年度予算見積調書 子どもの居場所づくり促進による貧困の連鎖解消事業(令和元年度～令和 3 年度)」  
[〈https://www.pref.saitama.lg.jp/yosan-info/ST2019-80/pdf/038817.pdf〉](https://www.pref.saitama.lg.jp/yosan-info/ST2019-80/pdf/038817.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・財務省 「第 3 章 日本の「教育格差」とコロナ禍(講演録)」  
[〈https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2021/shingata_report03.pdf〉](https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2021/shingata_report03.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・末富(2020)「子どもの貧困における教育と「政治」—2019 年子どもの貧困対策法・大綱改正を中心に—」  
[〈https://www.jstage.jst.go.jp/article/eds/106/0/106_77/_pdf/-char/ja〉](https://www.jstage.jst.go.jp/article/eds/106/0/106_77/_pdf/-char/ja)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・中日新聞 (2023 年 9 月 15 日)「「子の居場所づくり」自治体独自支援 3.6 倍 17 年度比、取り組みに地域差」  
[〈https://www.chunichi.co.jp/article/769496〉](https://www.chunichi.co.jp/article/769496)  
 (最終閲覧日 2023/11/10)
  - ・内閣府 「子ども・子育て会議」  
[〈https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html〉](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・内閣府「こどもの貧困に関する指標の推移」  
[〈https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_4/pdf/sl.pdf〉](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_4/pdf/sl.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・内閣府「市町村における子どもの貧困対策計画の策定状況」  
[〈https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/keikaku/sakutei_city.html〉](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/keikaku/sakutei_city.html)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・内閣府 「地方版子ども・子育て会議について」  
[〈https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h250215/pdf/s7.pdf〉](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h250215/pdf/s7.pdf)  
 (最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・内閣府 「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査 豊中市 市町村ヒアリング項目」

- <[http://www.ued.or.jp/kodomokosodate/common/pdf/hearing4_06_1.pdf](http://www.ued.or.jp/kodomokosodate/common/pdf/hearing4_06_1.pdf)>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
- ・中島 史陽(2018 年 3 月)『子どもの貧困がもたらす社会的影響と教育格差・経済格差』  
香川大学経済政策研究第 14 号(通巻第 15 号)  
<[Microsoft Word - nakashima.docx \(kagawa-u.ac.jp\)](#)>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・長倉 大輔『パネルデータの分析』  
<<http://user.keio.ac.jp/~nagakura/zemi/panel.pdf>>  
(最終閲覧日 2023 年 10 月 26 日)
  - ・NPO 法人全国こども食堂支援センター むずびえ  
「2022 年度 こども食堂全国箇所数発表(2022 年 12 月 速報値)認定」  
<[https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2022/02/f5f688bed9282a96a188f34_7_7_fda6d54-1.pdf](https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2022/02/f5f688bed9282a96a188f34_7_7_fda6d54-1.pdf)>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・NPO 法人 Learning for All 子ども支援事業部 採用情報  
<<https://learningforall.or.jp/recruitment/>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・NPO 法人 Learning for All 「子どもたちの現状」  
<<https://learningforall.or.jp/activity/status>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・野口 康彦・櫻井 しのぶ(2011)『こどもの心と臨床発達』学陽書房
  - ・能島 裕介『子供の貧困を考える』10 ページ  
<<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/forum/h29/pdf/himeji/kityou.pdf>>  
(最終閲覧日 2023 年 10 月 26 日)
  - ・福島民友新聞(2021/11/21)「こどもの「居場所」設置に地域差 いわきや相双伸びず」  
<<https://www.minyu-net.com/nie/kosodate/FM20211121-668916.php>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・福島県市町村要覧 2023 「国勢調査人口の推移」  
<<http://www.fksm.jp/youran/population.html>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・毎日新聞 (2016 年 6 月 28 日)「20 年で倍 39 都道府県で 10%以上」  
<<https://mainichi.jp/articles/20160218/k00/00m/040/108000c>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・宮武 正明(2013 年 3 月)『貧困の連鎖と学習支援』こども教育宝仙大学 紀要 4  
<<https://hosen.repo.nii.ac.jp/record/144/files/kiyou0412.pdf>>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)
  - ・文部科学省「地域との連携を担う教職員について」  
<[https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/054/siryo/_icsFiles/afie1dfile/2015/10/07/1362263_07.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/054/siryo/_icsFiles/afie1dfile/2015/10/07/1362263_07.pdf)>  
(最終閲覧日 2023 年 11 月 10 日)

#### データ出典

- 〔二次分析〕に当たり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブから〔「こどもの生活と学びに関する親子調査 Wave1～4, 2015-2019」(ベネッセ教育総合研究所)〕の個票データの提供を受けました。

The data for this secondary analysis, "**name of the survey, name of the depositor,**" was provided by the Social Science Japan Data Archive, Center for Social Research and Data Archives, Institute of Social Science, The University of Tokyo.